

第六十五回 参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和四十六年五月六日(木曜日)
午前十一時三十一分開会

委員の異動

五月四日

辞任

山下 春江君
青田源太郎君

補欠選任

櫻井 志郎君
西田 信一君

五月六日

辞任

西田 信一君

補欠選任

山下 春江君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

河口 陽一君

亀井 善彰君

園田 清充君

杉原 一雄君

村田 秀三君

沢田 実君

委員

久次米健太郎君

小枝 一雄君

小林 国司君

櫻井 志郎君

高橋 衛君

堀本 宜実君

森 八三一君

山下 春江君

北村 暢君

河田 賢治君

國務大臣

農林大臣

倉石 忠雄君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

林野庁指導部計画課長

猪野 曠君

本日の会議に付した案件

○昭和四十六年産生産者米価引き上げ等に関する件

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海洋水産資源開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有林野の活用に関する法律案(第六十三回国会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

昭和四十六年産生産者米価引き上げ等に関する決議をするこの動議を議題といたします。

本動議に関連して、倉石農林大臣から発言を求められておりますのでこれを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十六年産の生産者米価につきましては、過般米価審議会を開催いたしまして諮問を行なったのでありますが、中途で生産者団体の委員が退場され、最終的には答申をいただくに至らなかったことはまことに残念な

ことであります。しかしながら審議の過程におきまして各委員から各種の意見がそれぞれ述べられましたので、それらを配慮いたしつつ、最近における米をめぐる諸事情を考慮いたしまして、鋭意検討を進め、五月一日の閣議において決定いたしました。

まず、昭和四十六年産の生産者米価は、ウルチ一四等平均包装込みで百五十キログラムあたり二万一千三百五円で、前年の額に良質米奨励金及び米品質改良奨励金として交付いたしました二百三十八億円相当額を政府買い入れ価格に組み入れて定めることといたしました。また自主流通米にもそれに相当する奨励金を交付することといたしました。次に、等級間格差は据え置くとともに、暫定加算は既定方針に従い廃止することといたしました。その結果政府買い入れ価格は、前年の価格に対し、一四等平均で六百二十四円割合で三%上がることになり、その増加金額は二百三十八億円、これに自主流通米に交付する良質米奨励金及び米品質改良奨励金の見込み額七十四億円を加えて三百一十二億円となります。さらに昭和四十六年産米の生産調整を実施した農家に対し、生産調整協力費として百億円を交付することといたしました。

米の大幅な供給過剰は恒常的となり、食糧管理制度の運営に深刻な影響を与えていることは否定できない事実でありまして、米の需給の均衡の回復をはかることを農政の緊急の課題と考え、本年度から五カ年間にわたって総合的かつ計画的に生産調整対策を推進することとしております。さらにこのような事情に対処して、農政の新たな展開をはかるべく総合農政の推進を期しているところでありまして、構造政策の展開を進めますとともに、生産、価格、流通等各般の施策を総合的に推進してまいる考えであります。

○委員長(河口陽一君) 速記をとめて。

○委員長(河口陽一君) 速記を始めて。

○村田秀三君 大臣にお伺いいたしますが、ただいま、去る四月二十八日、本委員会におきましてなされた米をめぐる諸問題の緊急動議に対して、いま大臣からその一部報告がなされたわけでありまして、あの緊急動議には、米の問題、基本米価を引き上げるといふ問題が一つ。ところが、これはただいま報告を受けましたわけとしましては、不十分ではありますけれどもこの報告をいまお伺いした、こういうことになつたと思ひますけれども、動議の二項、三項、この二項は、本年は生産者米の買い入れ制限問題があるわけでございますので、この買い入れ制限は、政府が買い入れ予定数量を定めましたけれども、それにかかわらずなく生産の状況を見ては考慮しなさい、こういう趣旨のようであります。

三点目は、物統令から消費者米価を除外するということがすでに定められておつたようでありまして、過般の米審の中では、消費者代表委員のほうから発言がありまして、食糧庁長官の答弁として、九月ごろに米価審議会を開催して、そうして十分な歯ごたえの対策について相談をしたいという意味の新聞報道を私も拝見をいたしておるのであります。しかし、この新聞報道と食糧庁長官の発言とは別に、いま消費者団体からは、消費者米価が物統令を除外された場合には必然的に値上がりするであろうということで、物統令廃止反対という声が大いふ起きているわけでございまして、動議の第三点目としては、物統令から除外することについては反対である、こういう趣旨の動議がなされておるわけでありまして、でありますから、この際動議に関連しての御発言でもございましてその二項、三項をどのようにお考えになつておりますか、お伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) しばしば他の委員会

第八部 農林水産委員会會議録第十二号 昭和四十六年五月六日【参議院】

も申し上げておったわけですが、本年の産米につきましては、政府の買入れ数量、それから自主流通米、それから二百三十万トンの生産調整が行なわれますならば、それで需給はちょうどバランスされる、こういう考えに立って生産調整をお願いいたしておるわけでありまして、したがって、生産調整が計画どおり完遂されますならば米は余ることにはならない、こういう考え方に立っておるわけでありまして、しかしながら、自然を相手にすることでもございますし、人間のする仕事でもございますので、どういう事情で余らないとも限らない。そういうときにはどうするかということでございますが、私どももいたしましては、生産調整というものを御存じのようにこれはぜひやっていたかなければならぬのでありますから、そういうことを念頭に置きつつ、もしそういう余った場合には生産者団体とも協議をいたしまして措置をいたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。

当初生産調整等について御相談を申しますときにも生産者団体とはそういう点で十分に話し合いをいたしておた次第であります。

それから物統令のことでございますが、物統令につきましてはいろいろの御意見があることはよく承知いたしております。しかし御存じのように、きわめて多量な保有米を政府は持つておるわけでありまして、物統令というものを適用除外いたしましたとしても消費者米価について上がらないという考え方に立っておるわけでありまして、ただいま御指摘のように、米価審議会等においてもいろいろの角度からの御意見がございまして、私どももいたしましては、そういう方々の御意見も十分に参考をいたして考えて対処していくべきであると存じますので、そういう方面のことを、消費者米価のことなどについても、必要があればそれぞれの方々と御相談をする機会を持つことがいいのではないかと、こういうことを考えておる次第であります。

○村田秀三君 この買入れ制限の問題であります

すが、ただいまの大臣の考え方のポイントといえますが、まあ技術的なもの、あるいは自然的な要件、そういうことで計画数量よりも上回るということもこれは想像されることは当然ですが、その面では生産者団体と協議して措置をする、こういうことであります。この生産者団体と協議して措置するということその措置の中には、とにかくいまの制度的な中におきましては、農家の人がかつてに処分をするということではできないわけでありまして、少なからずとも政府が責任を持つて措置する、当然五百八十万トンよりもオーバーすることがあります。政府管理米の買入れ予定数量五百八十万トンを上回るということも含めて責任を持つて措置するということの内容の措置であらうかどうか、その点が一つ。

それから物統令の消費者米価問題でありますけれども、これは米審とも相談をしてきめるということをおっしゃいました。しかし、いままでの政府の態度をいたしましては、あなたが確定的な言い方をしておたわけでありまして、それから見ますならば米審の意向によつては、従来の考え方あるいはきめられましたその措置を変更することもあり得る、こういうふうな理解してもよろしいでしょうか。むしろあまり詰めて答えが固くなつても困ると思うわけでありまして、私としてはいま大臣が答弁をされましたそのことを柔軟をもって理解をしたい、こう思つておるわけでありまして、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 柔軟な態度で私どももちろんおるわけでありまして、いまの予約限度数量というのは予約限度数量でありますから、先ほど来申し上げておりますように、どうせでき秋のことでありまして、全くコンクリートのものに固まったことを申し上げることは不可能、これは当然のことです。しかも農林省と生産者及びその団体のことでありますので、いろんなことをふだん御相談しておることでありますし、私どももいたしまして絶対には上がらないと言つてみたところで、神様でなければそんなことはでき

ないのでありますから、そういうときには十分に団体とひとつ御相談をいたしように、そういうことになっておるわけでありまして、それから、この物統令のことでございますが、これはまあ適用除外をいたす方針は変えておりませんけれども、そのことにつきまして、いろいろ御意見もございまして、そういう方々の御意見を十分に承つて、そして御心配のないような措置をしていくことが政府としては必要なことではないかと、こういうことを考えておるわけでありまして、

昭和三十五年の春を境にいたしまして姿を消したように聞いております。ニシン、イワシ、サケ等は、いまでは大衆の口にいらぬような非常に高いものになってしまつております。特にカズノコに至つては、われわれ庶民の口には入らない高いものになってしまつておりますが、このように日本の沿岸で大量にとれたという魚が、最近全然とれなくなつた原因は一体どこにあるのか、またどのような調査研究をなさつていらっしゃるのか、その点についてまず承りたいと思つてゐる。

○委員長(河口陽一君) 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、漁港法の一部を改正する法律案及び海洋水産資源開発促進法案を便宜一括して議題といたします。

○政府委員(大和田啓吉君) いま御指摘のように、確かに八百六十万トン程度ここ二、三年水産物がとれておりまして、それは戦前の最高水準が昭和十四年の四百三十三万トンでございますから、その倍とれておるわけですが、ニシン、イワシ、サケ等、サケ等は日本の沿岸、あるいは沖合に非常に少なくなつたわけでございます。これは全体の水産の生産額ばかりではございません。沿岸、沖合の漁業の漁獲量といたしましては大体五、六百万トンということで、その漁獲水準を維持しておるわけでございますけれども、魚の種類別を見ますと、非常に変化がございまして、サバでありますとかイカでありますとかが非常にたくさんとれるようになったわけでございます。

○沢田実君 水産三法について質問するわけでありまして、先日の委員会に、所用があつて席をはずしておた時間がございますので、あるいは前の質問と重複する点があるかもしれませんが、その点を御了承いただきたいと思います。

そこで、それは一体なぜそういうふうになつたのかということ、海洋学者、あるいは資源学者にとつても非常に大きな問題でございまして、私も水産研究所を中心といたしまして、絶えず研究者にその研究を願つておるところでございますが、大体の考え方といたしましては、やはり海洋の環境、特に水温の長期的変動が一番大きいのではないかと、このことでございます。水温の長期的変動がございまして、ふ化後の稚魚の生き残りの条件が変わるわけでございます。それで、たとえばサンマがとれませんが非常にたくさんとれる。サンマとサバというのは大体同じ種類のプランクトンを食べるわけでございますが、このニシン、イワシ、サンマ、サケ等の漁獲が減少いたしました一番大きな理由は環境の変化、特に水温

まず最初に、海洋水産資源開発促進法案についてお尋ねをいたしたいと思つていますが、その第一の目的には、「沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進する」ということが掲げられておりますが、それに関連してまずお尋ねをいたしたいことは、私も小さいころは、日本の沿岸ではイワシとかあるいはニシンとかサケ等が大量にとれまして、海のさちには恵まれた国であつたように思つておるわけですが、特にまた春ニシンなどは大群をなして、また大量に漁獲されておりました、相当多量の肥料なんかそのニシン等をつくつておつたように私も記憶をいたしております。西暦一四〇〇年代の中ごろから五百年有余にわたつてとり続けられてまいりました北海道のニシンも

とでございます。

○沢田実君 このいただきました資料によりまずと、先ほど長官もおっしゃいましたが、過去十年間の生産の動向を見ても、生産の総量は上がっておりますが、ほとんどが遠洋漁業によるものが上がっている。この中に百七十万トンと出ておりますが、二百万トン余十年間でふえているほとんどは遠洋のもの。しかもここでお尋ねしたいのは、遠洋漁業でふえているのは一体何かということとです。それから実際に国民が消費したい多獲性魚というようなものはあまりとれないから、六ペーじにあるような価格が非常に上がっているのではないかと、こう思うわけですが、増養殖をするのはこういうのをやらないと、実際問題われわれの日常生活のいわゆる魚が安くなるということにならないのじゃないかと、こう思うのですが、その間の関係はどうなんでしょうか。この六ペーじ

の表で見ますと、全体としては四年間で約五〇%値上がりをしておりまして、多獲性魚だけは一八七・九という非常に大きな値上りをしておりまして、その辺の魚が不足しているというところが問題になるのではないかと思いますが、いわゆる遠洋漁業で七十万トンふえた、そのふえたのはどういふ種類の魚がふえているのか、このわれわれの食せんに最も必要とするようなものの値段が上がっている、それに対してはどのような増養殖の計画をなさるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(大和田啓君) 御指摘のように八百六十万トン、四十三年、四十四年と水揚げ高があつたわけですが、その中で大体スケトウダラが二百万トン、サバが百万トンでございまして、スケトウダラとサバを除きますと、五百万トンを少しこす程度のもので、ここ数年間ほとんど変化がございません。むしろ多少減りきみであるわけがございまして、したがって、八百六十万トンも魚がとれながら魚の値段が高いのは一体なぜかという理由は、御指摘のように確かに一般に国民が望むところの魚、たとえばマグロ類はむしろ、資源の関係もございまして、各国が非常に一生懸命とり出したというところもございまして、日本のとれる量というものが少しづつ減りかかんでございまして、そういう国民が必要としながら実際としては漁獲高が横ばいあるいは減少きみのものに中心を置いて増養殖をすべきだというふうには私も考えておるわけがございまして。

○沢田実君 そうしますと、スケトウダラというのはあるいは練りものとかがあるいは飼料とかそういう方向に使われるのが非常に多いのじゃないかと思うわけですが、そうしますと海の状態の変化によつて魚のとれる種類も変わってきたのだと、だから国民は自分の好みよりもとれるものに合わせて食べるよりしよがないのだということなのか、あるいは国民の希望するものをこの法律によつて増養殖できるというお考えなのか、その辺のお考えはどうですか。

○政府委員(大和田啓君) 遠洋で新しい漁場を発見して漁獲高をふやすよりも、沿岸で増養殖をするということがはるかにむずかしいこととございまして、また漁獲高の増加という面もそう著しいものがないというところは御承知のとおりでございしますが、私も魚がとれないから、とれる魚でがまんしてくれというふうには申し上げないで、むしろ国民の必要とする魚類を遠洋でもとるようになし、沿岸でも増養殖を進めることによってできるだけの供給の確保をはかりたい、それが私どもの念願でございまして。ただ、いま御指摘の中にございまして、スケトウダラも当然一部魚かすになつておりますが、カマボコ、ハンペン、チクワ等の練り製品の原料として非常に活用されておりました、現在それらの練り製品の供給高というのは百万トンはすでにこえる非常に大きな商品になつておるわけですが、私はスケトウダラもそれなりの役割りを十分果たしておるといふふうに考えておるわけがございまして。

○沢田実君 大臣が開発基本方針というものをおつくりになるわけですが、その基本方針の内容はどのようなものをおつくりになる方針ですか。

○政府委員(大和田啓君) 法案の第三条に、「基本方針を定めなければならない」といふふうにあるわけがございまして、この基本方針は第三条の3項にもございまして、「水産物の需要及び生産の動向に即する」、「それから「漁業に関する技術の進歩等の状況を考慮して定める」といふことで、私も四十四年の十月に初めて水産物についてのいわば長期的な単純見通しを生産及び需要について出したわけがございまして、農産物とも違ひまして、水産物の需要及び生産の動向を五年先あるいは十年先を見届けて描くといふことは、これなかなかむずかしいこととございまして、しかし最近における漁業でも相当資本の投資もいたしておりますし、また国としても漁場改良について相当な社会投資もいたしておりますので、やはり長期的な流れにしたがつて水産物の生産をはかるということが基本でございまして、そういう五年先

あるいは十年先の水産物の需要及び生産の動向をまず策定をいたしまして、それに基づいてどういふ魚について増養殖をするかといふことをきめ、そしてそれらの増養殖をする場合の必要な自然的条件に関する基準をきめ、また増養殖を進めるの条件にきめて、増養殖の施設ばかりではございませぬ、大型漁船あるいは浅海漁場開発等々の国の投資も必要でございまして、それらのものを沿岸について策定をする、また海洋におきます新漁場の開発といふことで、どういふ漁場についてどういふやり方で漁業生産の企業化をはかるか、これによつてどの程度の生産増の目標が掲げられるかといふことについても、この開発基本方針の中で策定をいたすつもりでございまして。

○沢田実君 需給の問題でございまして、いま需給状況については米みたいなわけにはいかないようなお話がございまして、三ページに出ております需給表はこれだけ要するに魚がとれたというのとれたものを食用なりあるいは飼料なりにどういふふう消費したといふことは出てくるわけですが、もう少し増養殖がふえるといふ大量にとれば需要がもっとふえるのだらうといふことは、容易にわれわれしるうとも考えられるわけですが、いわゆる需要量といふものをどの辺に設定してそして基本方針をおきめになるのか、現在の何割増しくらいとお考えなのか、あるいは年次計画についてはどんなふうにお考えなのか、あるいはこの法律ができてからそういうことはお考えになるのか、その辺いかがですか。

○政府委員(大和田啓君) 基本方針のもとになります水産物の生産及び需要の見通しにつきましては当然法案の成立を見ましてから鋭意検討を始めるわけがございまして、実は先ほど申し上げましたが、四十四年の十月にいまの政策をあまり変えないで自然に生産及び需要が伸びていくとすればどういふ案になるだろうかといふことを水産物について検討いたしましたことがございまして、それのおおよそのことを申し上げますと、四十四年の実績で申し上げますと、水産物の水揚げ高が合計八

百六十一万三千トンでございまして、輸入量が八十二万五千トン、これは魚かすはもと原魚に戻しておりました計算でございまして、両者合わせますと供給量といたしまして九百四十三万八千トンといふこととございまして、そうして、これらの中で食用といたしまして六百六十万トン、それから非食用といたしまして二百三十一万六千トンでございまして、魚介類を分けましてそういう形になるわけがございまして、これを五十二年の試算の結果を申し上げます、これは生産及び需要を現在の時点をもとにしていままでの傾向を伸ばすといふこととございまして、国内生産量は魚介類で八百八十六万五千トン、海藻類で五十八万トンで、合計九百四十四万五千トンといふこととございまして、そういたしまして需要量は千二百三十三万九千トンでございまして、輸入が非常にふえない限りは先ほど申し上げました生産量と需要量とを差引きますと二百九十万トン程度の穴があくといふこととございまして。ただこれは価格の問題もございまして、それからたとえば石油たん白をえきとして使うという問題もございまして、非常に動く要素がたくさんあるわけがございまして、二百九十万トン、ほんとうにそのときになつて不足するといふことではございませぬけれども、現在の時点に立つて将来を単純に見通すと以上のようなことになることとございまして、したがって、私もこれは現在までの政策を變化しないものとしての試算でございまして、海洋水産資源開発促進法の成立を見ました暁におきましては増養殖なりあるいは海外の新漁場の開発といふことをさらに進めるわけがございまして、その点についての増産分もかなり見込まれるといふふうには私も考えております。ただ詳細は今後の検討課題でございまして。

○沢田実君 三十五年から四十四年までの間にふえましたのが約二百万トンでございまして、二百九十万トンの不足を増産するといふことはこれはたいへんなことだと思つておられるわけですが、それを今度この法律によつて、たとえば開発区域等

をきめて大いに開発をしていこうということになると思ふんですが、その開発区域をきめる場合にどういふ点を基本にして開発区域というものを設定していくのか、その辺の基本的な判断の基準になるものはどういふふうなものでしょうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 開発区域を指定いたします基準につきましては法律の第五条にあるわけですが、まず農林大臣の策定いたしました開発基本方針によりまして増養殖に関する自然的条件に関する基準というものがあつたわけですが、その基準に適合する区域で、そうしてそこで漁業を営む者の経営の状況、その区域内の海域の利用状況等々から見まして増殖または養殖にとりまして非常に必要な区域ということを知事が定めるわけでございます。ただ、これは私どももいたしまして現在第二次の構造改善事業を進めておりまして、県におきましても相当調査が進んでおるわけでございますので、増養殖につきましましては、こゝはぜひ必要な海面であるということが県において相当程度わかつておるといふふうに考えております。

○沢田実君 たえば全体を通じて二百九十万トン不足するだらうと思ふんですが、それについての細部についてはこういう種類だらうということでは、国全体としては把握ができませんが、それを今度各県の知事が自分の県の海岸でできるようなものを増養殖していくということでございますけれども、水産の場合にはそういう心配がなにかどうかということをお尋ねしたいわけですが、いままでの農業のやり方で考えてみますと、国全体ではこれこれのものがあつたので需要が増大するだらうという方針のもとに各県等がいろいろな計画を立ててつくりまします。それが余りまずと豊作貧乏になるということが非常に問題にいままでなつてきたわけですが、水産の場合には知事が判断して自分の沿岸でできるものをどんどん増養殖して、そうして国全体として考えるものをオーバーしたりあるいは価格の暴落をみたりするような心配はないかどうか、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども構造改善事業その他で県とはしばしば連絡、協議をいたしておりますし、今回の法律に基づきます沿岸水産資源開発区域を指定いたしますときにも知事から農林大臣に協議がございますから、よく打ち合わせをしていまい御心配になるようなことのないようにいたしたいと思ひます。私は基調をいたしましては水産物は供給不足でございますから供給過剰という問題はそれほど神経質に考える必要はないと思ひますが、しかし漁獲によりまして、あるいはワカメばかりあまりたくさんつくられても需給上問題が当然ございますし、ノリにつきましても昨年、これと五十五億枚という非常に大きな数量になつておりますので、物別にもきめ細かく県と十分打ち合わせをして供給過剰、暴落ということのないように私どももつとめていくつもりでございます。

○沢田実君 その辺については十分御注意いたしたいわけですが、過法においての真珠等もものすごい増殖をしたために暴落して非常に被害を受けたことがあるわけでございますが、普通の魚の場合にいますぐそういう心配はないと思ひますが、その点が一番心配になる問題ではなからうかと思ひます。

それから開発区域という線引きをいたしますと、そういう線引きをしない区域と比べてどういふプラスの面があるんですか、この法律ができません。○政府委員(大和田啓氣君) プラスといふことが、この法律の問題をいたしましては、開発区域を知事が指定いたしますと、そこでたとえば砂利を掘るといふ場合には知事に対して届け出が必要である。砂利の掘り方につきまして知事がいろいろ指導し、そうしてこの開発区域における開発計画の遂行に支障のあるような掘り方についてはそれに従つて勧告するといふことがこの法律上の開発区域と開発区域以外の違いであるわけでございます。増養殖を進める上に非常に大事な地域でございますから、そういう手続をもつてそれを守るといふことでございます。

○沢田実君 増養殖のために補助金を出すとかい

ろいという財政的な助成ということとはどの程度考えていらつしやいますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもいま増養殖の問題をいたしましては、構造改善事業で増養殖の施設の補助をやつておりますし、構造改善以外に十分御承知と思いますが、瀬戸内海の栽培センターあるいは今年度から日本海における栽培漁業の進め方について基本的な調査をすることになつておりますので、そういういろいろな手段を用ひまして開発区域に関する増養殖につきましては、助成、補助あるいは金融措置等を講じて、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○沢田実君 開発区域の広さ、また開発区域の数等はどの程度予定されていらつしやるか、四十六年にはどのくらい指定をするお考えであるか、あるいは年次計画等があればお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) いま御指摘のような具体的な問題は、やはり法律が通りましてから県庁と十分打ち合わせをするつもりでございますが、私どものいままでの資料の検討、あるいは県当局との多少の相談等によりまして、大体全国におきまして二百カ所程度の開発区域がだんだんに設定されるのではないかと、そういうふうにご考えております。詳細はこれからでございます。

○沢田実君 そうしますと、四十六年度には何カ所というふうなことの計画はまだないわけですね。そうすると、四十六年度予算にはそれは組まれていないかと。

○政府委員(大和田啓氣君) 構造改善事業で二十四カ所の調査のうち、四十六年度から十二カ所について事業を実施いたしました、その中には相当増養殖を熱心に進める計画もあるわけでございますから、この開発計画あるいは開発区域についての特別の柱を立てての予算はございませんけれども、実際の運用をいたしましては、開発区域の指定あるいは開発計画の実施ということを私どもは四十六年度からやりたいといふふうに考えております。

○沢田実君 線引きをしたところが工場等の排水等で汚染される、汚濁されるということが一番問題だと思ふんですが、そういう問題については、要するにこの前にきまつた公害に係する法律以外には、この法律ができたからといって別にそれ以上強力なものではない、こういうふうな思ふわけですが、それではせっかく線引きをして増養殖しようといつても、どんどん海岸が汚染されていく現状というものが救済されないのじやないかと思ふんですが、その点についてはどういふような方法をお考えですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 昨年の暮れに成立いたしました水質汚濁防止法その他の公害関係法律を私ども厳正に実施をいたすつもりでございますが、この法律の中におきましても、先ほど申し上げましたような砂利取りの行為に対して届け出をする。必要な勧告をする。また、法律の第十条におきましては、「都道府県知事は、開発計画の達成を図るため、開発区域及びその周辺の水域における水質その他の水の状態及び水底の底質の悪化の状況を監視するように努めるものとする。」というのが第十条でございます。水質汚濁防止法には水底の底質の悪化まで監視の対象になつておらないわけで、その部分だけこの法律の上でいけば上乗せをしておるわけでございます。私ども、いままで水産業と他産業との調整につきましては、先日も申し上げましたけれども、水産資源保護法以来ほぼ二十年、水産業と他産業との調整についての法律がなかったわけで、これが初めての法律でございますので、私ども、この届け出、勧告、それから水質の汚濁の監視という、この法律の規定の厳正な適用によつて、開発区域の水の汚染を十分防ぎたいといふふうに考えておるわけでございます。

○沢田実君 具体的に申しますと、たとえば伊勢湾なら伊勢湾を考へてみても、四日市港の汚染が三重県の沿岸の汚濁になり、そしてそこにまた新しい製鉄工場ができ、漁場はだんだん圧縮され、あるいは現在相当とれていけるところの漁獲高がど

○沢田実君　そうすると原子力発電所等の公害についてでは農林大臣としては勧告も何もできないということですか。

○政府委員（大和田啓気君）　この法律についてはそうでございますけれども、私ども絶えず原子力関係、たとえば東海村のものでございますとか、あるいは原子力の発電所等につきましては関係省

庁と協議し、またいろいろ注文をつけておるわけ
でございます。

○沢田実君 水産資源のほうはこのくらいにいた
しまして、漁港法のほうを時間も過ぎましたが
ちよつとお尋ねしたいのですが、北海道について
十分の十というところで決定されたについてはそれ
なりの理由もあり経過もあったと思うわけござ
います。それが現在、今日十分の九になつた
理由ですね、その点についてお尋ねをしたいと思
います。

○政府委員(大和田啓氣君) 北海道におきます公
共事業費の国の負担または補助につきましては、
従来北海道開発の重要性から他の都府県の取り扱
いとは別の取り扱いをいたしておたわけござ
います。しかし、これまでの開発の成果あるいは
道財政の状況、それから都府県に対する補助率と
の均衡等々もございますし、それから事業運営の
効率の促進をはかる趣旨もございますので、それ
らのことをあわせ考慮いたしました結果、漁港修
築事業につきましても、北海道における公共事業
全般にかかると国庫負担等の特例に関する調整措置
の一環として、昭和四十六年度から国が全額を負
担し、または補助する部分につきましてその割合を
引き下げることにいたして今回のような調整措置
を講じたわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、十分の十ということ
を決定した当時の必要性というようなのは全然
現在とはなくなつたんだということですか。

○政府委員(大和田啓氣君) まあ、私ども北海道
における特殊事情、開発の量も所要資金量も相当
大きい、あるいは北海道の経済事情等を考えま
して、北海道における特殊な措置ということとは私
は今日においても必要であると思ひます。ただ
その特例措置ということが十分の十、これは漁港
関係で申し上げれば都府県におきましては特
定第三種漁港につきましては一部十分の六でござ
います。他は十分の五でございますから、北海
道十分の十、都府県十分の五ということの権衡か
らいまして、私は今回十分の九ということとはま

ずまずやむを得ない措置であるという感じを持
つておるわけでございます。

○沢田実君 それは当然前から十分の六に對して
十分の十というものをとおきめになつたので、その
当時のそういう状況というものが解消されたから
十分の九にするんだという意味じゃないんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) その点に関する詳細
な御説明はあるいは北海道開発庁なり自治省な
りからあつてしかるべきだと思ひますけれども、私
どもの立場から申し上げますと、十分の十を十分
の九にいたしました結果、北海道に対する国の資
金の配分額も非常にふえましたし、したがいまし
て当然事業費も相当ふえましてまづ十分の九とい
う相当高額の補助金でこの程度の事業の実施がで
きればまづまづいいのではないかと、そういう感じ
を持つておるわけでございます。

○沢田実君 他の公共事業とのバランスの問題で
すが、港灣は一〇〇%で漁港だけが九〇%という
ことになるわけですが、その辺の理由はど
ういうわけでしょうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもの立場から申
上げますと、港灣と漁港というのは同じように
扱つてもよからうという感じもいたしますけれど
も、しかし港灣につきましては市町村が相当かぶ
らざるを得ない体制でございますが、漁港につ
きましては道が全部かぶるといふことで、市町村に
迷惑をかけないという話になっておりますので、
私どもは港灣は来年回し、漁港は四十六年度から
ということに同意をいたしたわけでございます。

○沢田実君 北海道の特殊性として、何か普通の
港灣にも漁船が入つたり、漁港にも普通の船が
入つていふようなことを聞いておりますが、その
辺の状況は長官は御承知の上のことですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 確かに釧路のように
相当漁港として使われておるところが港灣でござ
いまして、漁港とはなつておりませんので、北海
道におきましては一般の港灣が漁港としてかなり
使われておるといふことは事実であると思ひま
す。

○沢田実君 そうしますと、その分だけ結局北海
道の道庁の財政負担がふえることになると思ひ
ますが、そういう問題については、これは水産庁
の範囲じゃないかもしれせんけれども、その対
策等はどうかになっておりますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 今回の調整措置によ
りまして道の負担がふえますのは五億とちよつと
こえる程度の額でございますが、交付税その他で
自治省等におきまして手当てをするといふふう
に私ども承知いたしております。

○沢田実君 これはまた話が別でございますが、
農林大臣が新しく漁港というものを指定するに
ついて、いろいろな手続があると思ひますが、そ
の手続の概要をちよつと御説明願ひたいと思ひ
ます。

○政府委員(大和田啓氣君) 漁港を指定いたしま
す場合に、漁港法にございます漁港審議会の議を
経るわけでございますし、また新たに漁港を指定
し、または区画を変更する場合に運輸省等と協議
をするということになっております。

○沢田実君 具体的に申し上げますと、千葉県の
富津の港ですが、御承知のとおり埋め立てになり
まして、それでノリの漁業者に対して漁業補償が
行なわれました。それで、一部の漁業者がやっぱ
り自分たちは漁業以外にないといふことで、自分
たちが金を出し合つて反対側に新しい漁港をつ
くろう、そしてまたノリの漁場をつくろうといふこ
とで、現在港をつくつております。それに対し
て、いまのお話の漁港審議会では近々漁港に指定
する予定になつていふように承つておりますけれ
ども、そこでは、運輸省のほうで話を聞きます
と、何か近くにシーバースをつくる予定になつ
ていふ。おそらく水産庁としては運輸省ともその
辺については打ち合わせをおやりになつたと思ひ
ますが、あの近くにシーバースがございますと、お
そらくまたせつかつたノリの漁場がだめに
なつてしまふんじゃないかといふことが心配され
るんですが、ちよつといま漁港の法案が問題に
なつておりますので、その点についてお尋ねをし

たいと思ひますが、どのような経過になつてい
るでしょうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 富津町の漁港区域は
新たに指定いたします下洲地区地先でございま
すが、すでに漁港審議会に諮問をいたしまして、そ
の賛同を得ているわけでございますが、漁港審議
会で議論をいたしますときには、実はシーバース
の話はまだ私も聞いておらなかつたわけござ
います。それで、現在この漁港の指定につきま
して運輸省と協議をいたしておるわけございま
すが、運輸省におきましても、東京湾外でシーバ
ースをつくるということ、四十六年度に相当額の
調査費を計上いたしておりますけれども、富津の
地先でシーバースをつくるかどうかといふことは
まだ決定をしておらないといふことが正式の答
弁でございます。港灣局等々から千葉県にしてい
富津地先へシーバースをつくることについてどう
考えるかといふような相談はあつたようござい
ますけれども、まだいろいろ模索の段階でござい
まして、まだ決定的には話は詰まつておらない
ようでございます。それが、シーバースがかりに
きますと、これは新しく造成されるノリ漁場にと
りましては相当大きな影響があるわけございま
すから、私どもも、漁民の立場あるいは県からの
話等々を頭に置いて、運輸省と十分話し合ひを
進めるつもりでございます。

○沢田実君 長官、そうおっしゃいますけれど
も、運輸省では要するに東京湾の外に相当大規模
なシーバースをつくりたい、それについては四十
六年度に調査をしたいといふておりますけれど
も、内々あの辺にやりたいという気持ちがありま
して、千葉県知事にあそこはどうだといふこと
意見を求めているわけですが、千葉県としては反対
だ、こつちうふに言つていふわけですが、しか
し三十万、五十万トンのタンカーを東京湾内に入
れるといふことはいろいろな面で危険も伴いま
すので、これは国の全体的な立場に立てば、やっぱ
り東京湾の外にそういうものをつくるということ
はどうしても必要な段階だと思ひます。そう

なりますと、千葉県知事がいやだといつても、いままでの運輸省のやり方を考えてみますと、どうしてもそういうものをつくることになる。そうしますと、結局港をつくり、ノリの漁場をつくつても、また再び漁業補償をもらつてやめるといふほかないというおそれがあるわけです。そういうのが成田の事件になつていふことなんです。せっかく漁港審議会で港のことを審議するのですから、ノリの漁場をつくるということについては、水産庁でも御存じだと思つていますが、そういう場合に運輸省の計画等をはつきりさして、漁港というものをきめるのがどうだといふことをお考え願わないと、その被害を受けるのは漁民だけじゃないか。あとでまた補償すればいいじゃないかといふことはこれは当たらないじゃないか。なぜならば、補償で相当のお金をもらつた人たちがそのお金を出し合つてまたノリの漁場をつくらうといふのですからね。ノリの漁民にとってはそれ以外に生きる道がないのだといつて金を出し合つて再び漁港をつくり、漁場をつくつていく漁民に対して、もう少し水産庁が何とか味方になつてあげる方法がないのか。こう思つていふのですが、いまおつしやつただけでは私はちよつと実情と合わないのじゃないかと思つていますが、その辺はいかがですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁民の実情等々、あるいは運輸省と千葉県との話し合い等も、御指摘のとおり、私も十分承知をいたしております。それで、なかなかむずかしい問題でございませうけれども、関係者の話も十分聞いて運輸省と話し合いをいたすつもりでございます。

○河田賢治君 だいが他の委員からの質問があつたので、こまかい点には触れずに、若干水産業協同組合の問題についてただ一点だけ聞いておきたいと思つてます。

御承知のとおり、漁業の雇用関係というものについてはある意味ではおくれしている面があるわけですね。たとえば農林省から出されておる賃金の構成割合を見ますと、昭和四十二年から四十

四年までここに出ておりますが、固定給というのが一六・九%から一四・二%で、しかも下がつていふ。歩合給のほうが七九・二から八一・九と上がつてきていふ。この前の卸売市場法の問題でもきわめて近代化ということが要請されておるけれども、労使の関係においてはきわめて非近代的な雇用関係がある。この漁業におきましても、もちろん漁業というのは、御承知のとおり、漁獲高がたぐさ取れるときとそうでないときがありまして、しかしいづれにしても、賃金の構成というものをみると、固定給といふものがわずかに四分で、しかもこれがずっと下がつてきていふのです。やはり会社自体にしましても、組合自体にしましても、御承知のように、剰余金の配分は年々八%以下に押える。だから、そういうことを予想して、豊漁あるいは豊漁でない年、そうしてまた配当も考慮してこの程度に押えるといふことである程度の年次計画はあると思つておるのです。

また水産業の漁業協同組合ですか、あれなどは、御承知のように、剰余金の配当でも、水産業協同組合法、この八十五条の第二項に一〇%といふふうに規定されております。こういうのになりますと、やはり経営については一応の規定といふものがある。しかし労働者との関係では固定給といふものが、つまり安定したもののが非常に少なく、非常に歩合といふものによつて上下がはなはだしくなつていふ。これはあべこべではないかと思つたのです。タクシーなんかも最近こういうのがあります。だからこういうタクシーは非常に乱暴な運転をしていふわけですね。だから、こういう労働者の関係でも、できるだけ非近代的な、しかも労働基準法あるいは労働三法による問題が、こういうところにもやはり貫かなければならぬと思つたのです。それがこれで見ますと、給与はある程度出ておりますけれども、しかし板子一枚下は地獄なんです。それから、こういう賃金の体系といふものをやはりそれぞれの協同組合の内部でこれを問題にし、そして近代的な雇用関係にしていける指導が必要じゃないかと思つておるわけです。協同組合の事業内

容の中にも団体契約なんということがありますけれども、しかし内部がこういうような状態ではあまり正しくないんじゃないか。この辺について水産庁の御意見を伺いたいと思つてます。

○政府委員(大和田啓吉君) 私も運輸省とも相談いたしまして、歩合給といふのは全然なくすことはなかなかむずかしいですけれども、できるだけ固定給をふやすような指導は現実にやつておるわけでございます。

ただ、いま御指摘の四十二年から四十四年にかけて歩合給がだんだんふえていふといふことは、これは実は魚価が年々高くなつておるのでございまして、乗組員の高くなるから、むしろ歩合給を希望するといふのがどうも現実のようでありまして、したがっていましておとし、去年、ことし等等、一割以上毎年魚価がふえて上がつていきます場合に、私どもの指導の態度あるいは漁業主、あるいは漁業協同組合の態度としても、できるだけ固定給をふやすことにそれほど反対ではございせんけれども、実際問題として乗組員の方から魚が上がつていふときには歩合給にしたほうが得だといふことで、なかなかうまくいかないといふのが実情でございます。私は、しかし長期的な方向としては当然歩合給を少なくして固定給をふやすべきである、そういう指導はやはり今後も続けて行なうべきだといふふうに考えます。

○河田賢治君 それから、次は海洋水産資源開発促進法案の問題に入りますが、今度沿海の開発等については新しくされていふと思つたのですが、第一次構造改善なんかについてもいふん非難があるのです。漁協の組合長あたりで、コンクリートの建物が建つただけで別に漁場のほうはちつとも変わらなかつたとかいふふうな批判がありまして。私も島根に行つたときにそういう建築物を見ましたけれども、構造改善を見ると、漁場をよくしたり、あるいは漁船を現在より近代的なやり方で漁獲を多くするとかいふようなことではなくて、やはり事務所をコンクリートで建てていふといふのがある。そういう話もあったわけですね。

で、またこの開発問題につきましても、他の各府県の知事の態度と申しますか、これなんかが相当私は影響しているのじゃないかと思つた。いわゆる政府のほうではできるだけ府県で開発計画を立てさすといふようなことをおつしやつていますけれども、現に私は直接京都の漁協に行きました。去年でしたか、若い青年たちが研修集會があつて、そこで京都の漁師の一人の若い青年が発表したわけですね。非常に京都府は御承知のとおり水産についてはかなりの努力をしていふ。漁業者一人あたりについても一年間一四十五年ですが、十二万一千円水産業費を使つていふわけですね。府として、しかし、福井などは六万三千円ぐらゐ、兵庫でも七万二千円、こういう非常にアンバランスがあるわけですね。だから、そういうことが結局漁業の収獲にもあらわれて、青年が発表しましたと、北海道から南は九州あたりからも若い青年諸君が漁協に尋ねてくる。一体、どのようにしてこゝでは漁獲がそう大きくなつていふのかといふようなことで盛んに魚種とか、あるいはそのほかのいろいろな施設について研究して帰つたと言つていふ。

そうしますと、政府自身が今度のこの法案を見ましても一応開発区域とかいふようなことを都道府県の知事に委託し、彼らの自主性にまかしても、ほんとうに漁業をいろいろ構造改善やその他の施策においてやる場合に、こういうアンバランスがあつてはとて本氣になつてやつていふといふえないところがあると思つた。御承知のように、福井県あたりは原子力発電電力をずっと若狭湾に四つも五つも置いてきたわけですね。だから、非常に京都府の漁協の諸君は組合長以下、連合会で県の漁連に対しては文句を言つていふわけですね。海は一つなんですから県の境で魚が来たりこなかつたりするわけじゃない。そうしますと、まだ安定性がない原子力発電所があるようにたくさんできたといふことは科学者自身も非常に不安を持つておられます。そういうことが魚価のほうにも反映して抗議を申し込むということもありました。しか

も、実際にその県でやっている漁業者に対する補助、あるいは施設というものが非常に少ないわけですね。ですから、近海沿岸漁業におけるやはり指導というものが、相当各府県のそれぞれの事情はありまじょうけれども、これはよほど強力な指導をしないと、こういうサボったり、あるいはほかの工業開発などに重点を置いて、沿岸漁業あるいは零細な農業とかいうものに目をくれぬような府県も相当あるわけですから、この辺の指導については今後この法律のあるなしにかかわらずこれはやらなければならぬ問題ですけれども、一体どういうふうにお考えか、その辺をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 県知事は地方自治ということに基づいて行政を自主的にされておるわけですが、私も中央から見ても、果間のアンバランスができるだけないように、非常に行政のおくれているところにつきましては十分指導を申し上げて水産の振興のために努力をいたしておるところであります。

○河田賢治君 海洋水産資源開発センターの問題について少し聞きたいと思ひます。

現在、水産業の大会社、これなんかは相当収益もあり、また経常利益も相当多額に今日上げているところもある。したがって、また配当もそれに準じて行なわれているのですが、こういう大会社が相当財政的にも余力があると思ひますが、これらが独自に研究、あるいは調査等々の程度やっておられるか。これは水産庁でもおわかりなんでしょうか。

○政府委員(大和田啓吉君) 大手関係で、水産庁が四十三年から四十五年まで補助、または委託をして漁場調査をやっておりますが、大手の会社が自分の力で相当な調査をしておるわけでございます。多少さかのぼりまして申し上げますと、三十年以降アフリカ沿岸の底びき漁業の開発はこれは大手でございます。それから三十年代後半には北洋の底魚漁業の開発も進められておるわけでございます。それで現在でも大手で試験の操業許

可を水産庁から得てやっておるわけでございますが、四十三年、四十四年、四十五年とそれぞれ二件ないし五件ぐらいの操業の許可がございまして、各地で大手が調査をやっておるわけでございます。

○河田賢治君 これは製造会社でもやはり自分のところでの新しい製品をつくるときは、相当な研究部門を置いてやっておるわけですね。水産というのは場所がもちろんだうございすから、そういう意味はあると思ひますが、やはりこういう大会社、あるいは財政的にも余裕のできるような大手ばかりでなく、やや大きな経営などもある程度は利益も半ばさいてみずからやっていくということが必要だと思ひます。何でもかんでも国が代行して、結局、水産資源の開発等はいわば国が引き受けて、そしてこれで企業化できるかどうかということまで国がめんどろをみるというふうなことになるかと、これは現在の新しいナショナルイズムのずっと最近勃興している時代に、特に御承知のとおり、漁業におきまして、まだ開発途上国が漸次財政的に、生産についてやや向上してくるとみずから船も持ち、またみずから船もつくと、だんだん海域も広がって沿岸からやや遠洋方面にまでいく国がふえておるわけですね。そういうところで今日のトラブルがありますけれども、こういう点でやはり国が率先してこういう日の丸を掲げて、そうして海洋資源を開いていく、これは学術的にそういうものを研究する、あるいは海洋のいろんなものを研究するということは必要だと思ひます。

けれどもこれは一つの企業として、どんな開発途上国あるはずとまあおくれた国、もちろん漁業が全部やれぬところもありまじょうけれども、やはり一つの民族が国を形成し、そして自分の主義で漁業をやるとした場合、これをやはりわれわれが技術的にも援助することは必要だと思ひますが、御承知のとおり、東南アジアでもどこでも今日エコノミックアニマルと言われる日本なんですから、こういう形で、つまり外国であるいは

は領海の近くでどんどん漁業をやっていく、そこで企業をやるといふその手伝いを国が先んじてやるといふことは私は政策として正しくないと思ひますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども四十三年から四十五年まで、先ほど申し上げましたように国が委託あるいは補助の形で新漁場の開発をやったわけ、その効果もかなりあらわれてきておりますけれども、だんだんその有望な漁場が少なくなりまして、一つの企業にまかせては非常にリスクが大きいということがはつきりしてきたわけでございます。

それからもう一つは日本の漁業の次にソ連あるいはアメリカが海洋漁業国でございますけれども、ソ連は国柄から言つて当然でございますけれども、アメリカも国の調査船によって新漁場の開発というものはこの二、三年間猛烈な勢いで行なわれているわけでございます。いままでのように国が委託または補助という形で、国が背景に退いて、企業がインシアチブをとって新漁場の開発をするということではとてもアメリカの新漁場の開発のエネルギーに負けてしまふ。片方で、先ほど申し上げましたように、水産物の需給は非常に逼迫して、物価問題としての魚価問題でございます。これは私もゆがせにできない問題でございます。それから、そういうソ連なりアメリカなりが国の力でとにかく新漁場の開発をエネルギーに進めておるといふことに負けないで日本もやると、もちろん大手の会社は自分の力でやれるものは当然やるわけでございますけれども、大手の力でやれと言つてもきわめてリスクの大きいところでは限界があるわけでございますから、そういうところにつきましては、とにかく国が一つの法人をつくらせてそれに高率の補助をして、片方では新漁場の開発をやつて、そして水産物の供給をふやすと、いわば国民的課題にこたえるということを考へて法案の提出をいたしたわけでございます。

私も特に感じますことは、水産業に対する各

国の態度がこの数年間非常に変わりまして、畜産物百万トンをとるよりも魚百万トンをとったほうが簡単だということをやう向きもございすし、それから、ソ連なりアメリカの栄養学者が盛んに、子供にはけものたん白質がいいといふことを非常に多くの論文を出して発表しておるといふこともございまして、各国の水産業に対する熱意の入れ方は私どもの想像以上のものがあるわけで、やはり海洋水産国としての日本の地位を確保し、国民に必要な水産資源を十分に供給するためにこの法案をどうしても御提案をして御審議をわすらわしているわけでございます。

○河田賢治君 そこが問題なんです、私たちが。やはり一つの国ができて、だんだん工業化が進めば軽工業も非常にやはり自給体制をつくり上げる。現在、台湾とか韓国あたりもかなり日本からの投資というふうな段階は過ぎましたし、それからまたそれがあらゆる国々に及んできておるわけですね。この漁業問題にしましても、中南米あたり、ぼつぼつ自分の領海宣言なども相当広い範囲にわたつてやると、だんだんそういう方向に行くといふことは明らかなんです。そこへ日本の船が行つて、確かに一つの企業として何らか生きる道を考えなければならぬでしょうけれども、しかし、御承知のように、後進国がだんだん上がつてくれば、その企業というものは成り立たなくなると思ひます。繊維だって非常にだめなうら、軽工業ではだめなんだから重工業へ移るといふふうには、一國の経済水準というものの、また経済の内容というものは変わってくるわけですね。だから、漁業にしましても、やはり近海でそれぞれの国がやりだす場合に、これはその国からやはりそこからまたたくさんとればものを買えばいいですから、そうすればまたこちらからいろいろものを持つていくと、そういう貿易関係ができるわけですね。

私たちはそういう点でとにかく日本の船が行つて何でもかんでもとらなければならぬというふう

いう考えは、かつての日本の領海問題を考えてもわかると思うのです。日本は三海里説をとって、そのときほかの国々はみな漁業は劣つておるわけですし、できるだけよその国の近くへ行つて、この三海里までは行つておる、そうすると相手の国は日本の領海で引き下がるでしょうから。しかし、自分の国がだんだん伸びてくれば三海里じゃだめで十二海里だということ、今度は日本の立場というものが入れかわつて苦しくなつてくるわけですね、公海だから。だからそういうふうなこれからの国際的ないろいろな諸関係もありまして、またそれぞれの国の経済というものが発展してくるわけですから、これはいぢうにいつまでも停滞しておるものだと考えて、そして海洋水産資源を何でも日本がやらなければならぬというわけではない。

もちろん公海で、陸地の全然ないようなところは別に問題はないと思いますけれども、そうでなく、かなり沿岸等へ最近みないいろいろな船が行つておられます。これらもできるだけその国の産業を發展させるという立場で援助していくというなら話はわかるわけですが、これをわれわれが行つてとらなければならぬというふうなこういう態度は、いわば帝国主義的な膨張政策のあらわれになるわけですね。現に日本のこれまでの軍国主義とそれからまたそういう彼らに対する膨張政策というものが、かつて日本が禍根を生んだわけですから。どうしても私たちはこういうあり方というものをとつてやはり謙虚に考えて、そしてそれぞれの民族が生きていけるような方向で海洋の水産資源を一応見るでしようし、また資源のあるところはそれぞれの国が近ければそこでとらしていく、そういう援助、指導をするという立場が私は必要だと思ふんですが、もう一度この点を聞きまして質問を終わりたいと思います。

○政府委員(大和田啓吉君) 水産資源開発センターの新漁場の開発は、沿岸の底魚のものもございまして、相当多くの部分はいわば海洋、文字どおりの海洋、たとえば大西洋、太平洋におけ

る南半球で新漁場を開発するというところでございまして。それから、まあ魚は外へ行つてそんなにとる必要はないかという御議論でございしますが、私も、やはりこれだけ魚好きの、しかもエネルギーの消費水準もどんどん向上している日本で、水産物というのは大体もう自由化されて、自由化されておられるのは沿岸関係のごくわずかのもの、エビのごときは四十カ国ぐらゐから買えるだけ買つておられるわけでございますが、日本がとらないで外国から買えばいいということでは、どうも私は日本の食糧問題は解決されない。むしろ各国もだんだん魚を食べ出すわけでございますから、日本の国民が、これだけ魚好きの伝統を持つ日本の国民が十分満足できるほどの輸入量というものは、私は望むべくして実現できない。むしろそれは当然国際的な規制を私どもは国際協力の立場から恐びますけれども、各国と協調しながらやはり日本においてとれるだけの魚を当行なうてよいことであつて、海外漁場から日本が後退することがいいではないかという御趣旨には、私もどうも残念でございしますが、私も賛成申し上げるわけにはいかぬわけでございます。

○堀本宜実君 ちよつと長官一分間ですが、先ほど沢田君がニシンのことで質問をいたしておりました。大西洋における北欧関係のニシンの子は成熟していないからだめなんだと、こういうことでございしますが、私はいまから五、六年前、ちよつと年を忘れたのですが、オランダの海岸、オランダを経由して帰ってくる定期船、これはソ連の油を積んで日本に帰ってくる出光系のタンカーでございまして。そこからの依頼を受けて調査をしたことがあるのですが、御承知のように、ニシンは腹に子を持ったまま、オランダあたりでは鰯のえさにカッターで切つてそれを一応乾燥して、そうしてそれをえさにしておられるわけでございます。したがつてその中には未熟のものが大半であるが、非常にぶちぶちした熟したカズノコも相当含まれておるというところで、その輸入をさしてくれな

い申請がございました。そのときにいろいろ調査をいたしました。外貨の割り当てがなかなかできにくいということであつたかのような記憶があるものでございしますが、いまのように外貨が豊富になつてまいりますが、ことに自由化されておるということでありまして、もしそういう申請があればそれを許可しますか。あるいは何か輸入組合というような組合があつて、その組合以外のもにはそういう許可をすることができないというふうな規定があるのか。そのところはどうか。

○政府委員(大和田啓吉君) ニシンの輸入につきましては、実績主義で割り当てをやつておりまして、簡便にいかないかもわかりませんが、けれども、私はもしおっしゃるとおり相当なニシンの輸入がございすれば、従来のやり方を変えまして輸入をいたすことに努力をいたすつもりでございます。輸入制度がニシンの輸入のじやまをするというふうなことがないように私も十分通産省とも相談をいたすつもりでございます。たゞども、商人を相当多数呼んで話を聞きまして、あればもう輸入いたしますけれども残念でございますという話でございまして、またいまおっしゃいましたことは、私ももう一度十分研究をいたさせていたしたいと思います。

○堀本宜実君 私はこの席で、いろいろばな御答弁でございまして、重ねてどうしようという意思がないのでございしますが、大きなタンカーが回つて油を積んでまいります。これは定期的な一月に一回ないしあるいは一、二回と来るわけでございますが、相当上等の冷蔵庫を持つておる。もし許可になれば、非常に安いカズノコが日本に入るといふことで交渉をいたしました。なかなかその当時は外貨の割り当てというものがないうというふうなことであつたかと思ひますが、そういうことでそれが実現しなかつたのではないかと申します。私はこういうカズノコです、というカズノコを二百グラムぐらゐいただきました。そうしてそれを食べてみましたが、一つも遜色のな

い、それはりつぱなものによつたのかもしれませんが、少し固いような未熟なふうな感じはいたしました。どうかいまのお考えのように、もし希望者があれば相当調査をされると思ひますが、調査の上許可について、そうして日本に安いカズノコを入れるように検討をさせていただきますよう要望を申し上げておきます。

○委員長(河口陽一君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認めます。これにて午後三時まで休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後三時十七分開会

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

国有林野の活用に関する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○杉原一雄君 この法案の趣旨なり目的と言ひますが、先ほど提案理由説明の中でお伺ひしたわけですが、動機づけはわかるような気がいたします。それはこの間の大臣の提案理由の中で、近年の急速な労働力の減少と農林業のきびしい条件の変動に対処するため云々というふうなまあおっしゃつておられるわけですが、ただ、評論家的な言ひ方をしてまことに申しわけないわけですが、法律の名称が国有林野の活用に関する法律案と、こうなつておられますから、動機としていま申し上げたようなことが大きな動機の一つになつておると思ひますが、ただ今日までの行政運用、経営等の中を通じて、この活用——今度は活用するわけですから、これまでの運用なり経営なり運用行政の中で、活用の面で不十分であつたということに、こ

これは評論家の言い方で申しわけないのですが、ひっくり返って見るとそういうことになるのじゃないですか。そういう点であるいは空間的な地理的な条件のとりえ方としての国有林、あるいは資源としての国有林、そういう国有林の面で行政を直接担当しておいでになりました長官等の判断の中で、この点とこの点では非常に活用の面で不十分であったといったようなことなど、具体的に指摘していただければ、これからの私の質問のよりどころも明らかになるわけですから、そういう点についてお伺いしたいと思います。ことばを言えば、今次の立法の原点にあるものは何だということをお私に把握したいのでこの種のお尋ねをするわけですね。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまのお話でございますが、他の法律に欠陥があるといったようなそういうことを私どもは考えておるわけではございません。また御指摘もそうじゃないと思ひます。従来からこの農林業の構造改善等のためにその積極的な実施をはかつてはまいっておりますが、最近では、わが国経済の目ざましい発展の中で、わが国の農林業はいろいろな面で十分にこういう発展に対応ができていない点はわれわれも率直に認めざるを得ないと思ひます。そこで、農林業の構造改善、それから農山村地域の振興などをはかりますための施策を、一そう強力に推進することが要請されておるわけでありまして、このような要請にこたえますために、林業基本法の四條の規定の趣旨に即しまして積極的に行なうべき国有林の活用の内容をひとつ具体的に示すとともに、活用を行なうにあたりましての国の基本的態度を明らかにするなどによりまして国有林の活用の適正、それから円滑な実施をはかることとした次第であります。お話をございまして、たとえば林業基本法は国の林業に関する政策の目標を明らかにいたしておりますし、その目標の達成に資するための具体的な方針を示しておるわけでありまして、いわゆる宣言立法でございますが、その具体化のための制度等につきましては、

当初よりそれぞれ林業基本法の関連法によって定められることを予定いたしておるものであります。そこで今次国有林野活用法案は、この関連法案の一つとして、国有林野活用の具体的内容と、それから活用を行なうにあたりましての国の基本的態度を明らかにいたすことによりまして基本法四條の趣旨の一その徹底をはかる、こういう趣旨でございます。

○政府委員(松本守雄君) いま大臣から基本の問題につきまして御答弁がございましたが、私からはもう少し具体的に御説明、御答弁申し上げたいと思ひます。

いままでの制度では、まあいろんな構造改善、国有林活用を進める上に支障があったのかどうかという御指摘もございました。現行制度で十分でなかったと思はれる点は次の点でございます。

第一点、活用の適格者——活用し得る場合等が政府内部の通達などできまつておりましたので、活用制度の周知徹底が必ずしも十分でなかったということが一点。

それから第二点、活用の実施に関する国の方針などを法律で明確化して、活用希望者に明らかにして適正かつ円滑な活用に資する必要が強く要請されておったということが第二点。

第三点、土地の売り払いまたは活用に伴う立木竹の売り払いにつきまして、原則として一時払いとなつておりましたために活用の円滑な実施に支障を来たすような場合があったという、以上三点が現行制度では十分でなかったということで、本法案で各条項で幾つかこれらのさらに積極的な活用ができるような規定づけをいたしております。

○杉原一雄君 そうしますと、新全国総合開発計画——新全総、新経済社会発展計画などという国策全体のひとつの大きな方向がきまつてゐるわけですから、そうした新全総なり経済社会発展計画等の中的位置づけと、つまり林業のあり方、そういうものと今度の活用法のねらいというものととの関連ですね。でありますから新全総のことにつきましてはいろいろ前々から承知してゐるわけですね。

れども、その関連をですね。だから新全総計画を進めるためにはこの法がどうしても前提として必要なのだ、それはどういふことなのだというようなことなど関連づけながら御説明をいただければいいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(松本守雄君) 新全国総合開発計画、これは昭和二十年を目標にして計画をいたしております。その中で農用地はこれは昭和四十年ペースにいたしておりますが、四十年をペースにしてそれが六百万ヘクタール、六十年には六百五十万から七百万ヘクタールになるであろうという構想を打ち出しております。この半面、森林につきましては二千五百万ヘクタールが二千四百万から二千四百五十万、昭和六十年の姿をそこに構想をいたしております。いずれにいたしましても国土資源の有効な高度な活用をはかるということがこの新全国総合開発計画のねらいでございます。その計画の目標と開発方式といたしましてはうたわれておりますものが、四つの課題を調和させて「高福祉社会を目ざして、人間の豊かな環境を創造する」ということをいっております。

そのうちで一番最初にあります項目が「国民の自然への渴望に応ずるために、自然を恒久的に保護・保存する」、それから第二点目に「開発の基礎条件を整備して、開発可能性を全国土に拡大し、均衡化する」ということをいっております。あと二点ばかりいっておりますが、その一つは、「国民生活が不快と危険にさらされぬよう、都市、農村を通じて、安全、快適で文化的な環境条件を整備、保全する」、これが三項目でございます。このような構想でつくられたものが新全総計画でございます。それに対して林業の計画的な培養、森林資源の計画的な培養というものを昭和六十年目標の姿がそこに描かれております。

まあこれは省略をさせていただきます、それと国有林活用がどのような関係になるかという点でございますが、こういった土地の高度利用という点に着目いたしますと国有林にその適地があるという際には、それを国有林経営の使命を果たす上の調和をはかりながら、それをやつてまいらうということでございます。そういった将来の目標に従つて国有林の位置づけなり、また土地の高度利用計画に協力を申し上げていくということが今後の国有林に課せられた課題の一つであるかと、このように存する次第でございます。

○杉原一雄君 森林資源その他につきましても時代がぐんぐん移り変わつておりますから、基本法ができたころ、基本法の第一条にうたわれております「森林資源の確保及び国土の保全」といううたい方をしておるわけですが、特に私がこれからお伺いしたいことは、国土の保全の面でありまして、非常に国有林に課せられた使命が時代の要求と申しますか、経済の大きな変革という中から多様化しつつあるというところはいない事実だと思ひますが、その中で、特に国土の保全の問題につきまして、率直にいつて最近公害問題が、従来あった公害問題であることは間違いないけれども、まあ量的にも非常に公害問題が大きく広がつてきたわけでありまして、こういう状態の中で、国有林の果たす任務というのは非常に重かつ大になつてきたのではないかと。山へ入りますと、きざな話ですが、空気が非常にうまいということ、私どもも思はれ、口々に漏らすわけでありまして、そうした機能というものがやはり森林資源の中に存在いたしておるわけでありまして、そうした点等につきましても、今日まで配慮はされてきたものだと思いますが、今後第一条にうたわれるような大きな国土保全の行政の中に、そうした問題、自然破壊、環境破壊、そういうものから守つていくという使命は国民からおのずからあがつてきておる重要なことであると思ひます。そうしたことと、今度の活用法を具体的に実現していく場合に、それがより自然破壊、環境破壊から国有林がそれを守る、防衛する、保全する任務をより的確に行なわれるんだという保証があるのかどうか。そのことは具体的に、もしこの法案を活用していく場合に、間違ひございませんとということ、当局のほうで断言できるかどうか。もし、そ

ういうことで私がいささか疑問を持つ、不安を感じることに対してそうではないんだと、安心なさうという保証がはたしていただけるものだろうかとかというところをお伺いしたいわけでありま

す。回りくどい言い方でありまから、なかなかおわかりにくいと思いますが、これはいろいろ大気汚染をどうするかということ、もちろん目に見えない問題でありますけれども、自然破壊の問題につきましては、あるいは大洪水の問題とか、いろいろ問題が最近起こっているわけですから、そうしたことは後ほど指摘するといいたしまして、いま申し上げたように、そういう自然破壊なり、環境破壊からいわれる基本法第一条にうたっている国土保全という中身が、私は国民の期待が変わつてきておると思うのです。立法当時よりはるかに質的に違つた期待が国民から課せられてゐると私は判断しますが、そうしたことについて、いま活用法が国会を通過してもし世の中に出ていった場合に、そうしたことについて、よりの確に保全されるんだという判断と、いや、そのことによつて、かえつて危険なるものがあるのじやないだらうか、払い下げ、その他の問題がありますから、管理運営の問題につきましても、国家の権力というところは当然かもしれませんが、国家の権力でも、手の届かないところに問題が行つてしまふのじやないかという危惧等もございますので、その返のところで相連させながら、そうした国民の疑問に答えるような御答弁をいただければいいのじやないか、このように思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) たいへん大事なことを御指摘いただいたと思います。私も先年町村合併を推進いたしました当時の政府が、その合併町村の財源のために国有林を払い下げたことがございいます。私もその後の経過を見ておりまして、ただいまお話のような大事な森林の国益に関する立場から考えまして、たいへんこれは所期の目的からいって残念なことではないだらうかと思われるようなものも皆無ではありませんことを非

常に遺憾に思つた次第であります。

ことに、いまお話のございましたように、われわれ日本人が生存してまいりましたための最も必要な緑地帯、しかもわが国は先祖代々長きにわたつて受け継いでおります大事な国土保全のために有する森林というものを、これを破壊するのはいつときでありまして、再び建設するというのはなかなか困難であります。そういうことをもちろん私どもも念頭に置きながら、やはり国土の高度利用という立場に立つて一定の限界を置きつつ、しかも国土保全、緑地保全という大事な国の目的を阻害せざる範囲内において、これを高度に活用するということは最も必要なことでありますので、したがつて、本法にもいろいろ規制を行なつておることは御承知のとおりであります。そういう基本的な考え方は全く先ほど御指摘のとおりであります。なお具体的なことが必要があれば当局からお答えいたさせます。

○政府委員(松本守雄君) ただいま大臣から御答弁申し上げました基本姿勢に従ひまして、林野庁といたしまして第二次の保安林の整備計画を一応終了いたしました。全国で六百六十六万ヘクタールの保安林の指定を完了いたしました。これは計画どおりの数字でございますが、その中でその主体をなしますものが水源涵養保安林と土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林、この三つでございますが、そのほかに最近の強い要請であるところの保健保安林、風致保安林、そういうのがございいます。それにつきましては、一応保安林の整備計画は終了いたしました。さらに四十六年度以降配備の計画を点検し直すという中でいま取りかかつております。一応四十六年度の修正計画では保健保安林を七千ヘクタール余り追加指定をしようということをしておりまして、またその計画に従ひまして、この活用の本法案におきましては、国有林を活用する際に、活用してはならない、また原則として活用を行なわないというものを考へております。それは一つは保安林とか国立公園の特別地域とか法令により国土の保全その他の理由で林業

経営上制限を受けているもの、これは原則として活用の対象に考えない。それから同じように指定はされてないが、局部的に保安林や砂防指定地のような機能を持つていような土地、これも原則としてははずすということによつて、いま先生のおっしゃいました新しい最近の森林の持つ公益機能がそこなわれないような十分活用のあり方があつて、このように考へております。

○杉原一雄君 率直に大臣のほうからも従来の私に下げの結果が、追跡調査した結果、国益に逆行した面があつたということをお認め願つたのであります。そうしたことなどいろいろいふほどの知る限りにおいてはあつたような気がいたします。また林野庁そのものも必ずしもそうした点では計画的に木を切る、木をいろいろの目的に供するといふ点で計画性なりそうした点がややなかつた点もあつたのではないかとと思われる節が幾つあるわけですが、たとえば私の周辺にパルプ工場がございいますが、パルプ工場のある状態を目標とする場合が非常に多いわけですが、木の大きさをどう表現するのが正しいのかかわりませんが、われわれしるうとすれば、直径十センチよりもはるかに細い木がたぐささん並んでいる場合を見るわけですね。ぼくたちは木の質にもよりますが、種類にもよりますが、どの程度の木がその木としての一人前か一人前でないかは木によつて違ふと思いますが、どんなしろろと見てもこの木は若木だと思われろような木がやはりパルプ工場の周辺の野積みにしてあるところによく見受けられる場合があるわけですね。そうするとその現実から類推していきますと、どんな山で何かの必要によつて木を切られる場合、つまりその木そのものの必要から切られる場合、そうではなくてほかの目的で木が切られてくる場合、いろいろあると思ひますが、いづれにせよ木材がやはり何といひますが、その木の持つ能力といひますが、能力といひるのは当たりませんけれども、経済的效果といひますが、そうしたものを度外視したような場合、もっと

はつきり言えば要求に応じて木が乱伐される、あるいはまあどんな計画外にたぐささん木が切られてくる。山の姿としては丸坊主というような現状が出てきているのじやないだらうか。なかなか、昭和三十三年の経営規程の改正等の時点からこうしたことがかなり顕著になつたという指摘もいろいろ同僚の皆さんから受ける場合があるわけですが、そうしたことについて過去——過去の話でございまして率直にお漏らししていただいで、これから活用法とも関係しながらそうした森林資源を大事にし、かつ経済的效果を十二分に生かしていただくという態度をこの委員会を通じて言明していただくことがこの法案の審議の中にあつても非常に大事なことのようになつてゐるわけで、いま申し上げたことなどかなりわかりにくかつたかもしれませんが、端的に言つて乱伐なりそうしたことの不当が過去においてなかつたか。あつたことすればそれは要因はどこにあつたので、今後そうしたことは、こういう活用法そのものにはそうした任務はないと思ひますが、基本法等に基づいて経営規程などの改正にあつて十二分に配慮していくということなど明確にしていなければと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(松本守雄君) いま先生の御指摘の北陸地帯の例がお話の中に出ておりましたが、北陸地帯は豪雪地帯でございまして、いわゆる新潟のぼい山といふことで雪のために林木は成長しにくいといふことで、そういった特徴からしてパルプ工場に細い木が積まれておるということでございます。まあおそろくあそこのパルプ工場に積まれておりますものは、広葉樹、いかえれば雑木でありまして、北陸地帯一帯には、そういった細い二十年、三十年のものが非常に広大な面積にわたつてあるといふことであります。そこでそういった雑木は今後おいておきまして、山の資源的な価値はあまり高まらない。これは国土保全上もそういうものよりもっと木を大きくしたほうがいいといふことでありますから、そこにそう

いうものを改良いたしましたして、そのあとを人工造林することの結果、そういった細いものが出てくるということであろうと思います。

また経営規程の改正が行なわれたということがございましたが、確かに戦後、特に昭和三十年代に入りまして、戦後の日本経済の復興に際するたに、国有林も、民有林も相当な伐採がそこに行なわれた、ただ国有林は計画的に将来の伐採の保証を考へまして、その限界ぎりぎりまで伐採量をきめて伐採してまいりましたが、そこに若干の面積的な伐採もございまして、十分にできなかった点も確かにございまして。そういう反省を加えまして、その山の取り扱い方につきまして、もう少しきめのこまかい国土保全、自然保護という面も兼ね合わせた伐採方法を再点検しようということでも、いまやっております。経営規程におきましても、経営の基本計画ではそういう姿勢を打ち出しまして、その姿勢に従いまして、各営林局で地域地域、これは地域施設計画ですかというものを地域ごとにつくりまして、そういう方針を取り入れて、新しい時代の要請にこたえるべく、国有林としても体制を整えようといはしております。

○杉原一雄君 いまの長官の答弁で、次に質問しようと思つたことについてもお答えが出たわけですが、大面積皆伐方式、細くて木が伸びないから一斉に刈り倒してしまつたのだということなどから起るいろいろな問題ということ、今後とも気をつけていきます、こういう話でございまして、それだけまでに端的におっしゃつていただければ、はつきりするわけですが、具体的な指摘として、昭和四十四年に福島と新潟と富山が大洪水というほどでないが、局部的な洪水があつてたいへんな被害が出たというのがあります。第二羽越洪水という名称でこれは統一されたと思ひますが、ちょうど私もそのころ農林水産にまだおりましたので、ちょうど大学問題であるいは国会のあとでございまして、いま北村さんが担当しておられるような災害対策のこういう特別委員会がなくなつておりましたので、当時農水委員会と建設

委員会で合同で現地調査をしたことがございまして。特に私が見たのは新潟地域であります、富山でありましたが、たいへんなことになっておりまして、その辺のところが原因を追求していくならば、これはあくまで局部的問題だけに原因はぼくは明らかであつたと思ひます。

その当時、おそらく林野庁長官も別な方であつたと思ひますが、林野庁としては、そのときの原因について、いまおっしゃつたようなことと、大面積皆伐方式なり単純に一斉人工造林することなどから起るちやうど境目といひますか、そうした行政と何かズレのあつたときに、雨がどかつと降つて、川があまり大きい川ではなかつたのですが、小さい川がたいへんな状況の土砂を流して、人家が土砂に埋まるという事実等、特に新潟でいいますと、北越地帯といひますか、直江津周辺にあつたわけですね。そういうようなときなど、四十二年にもそれに類するような豪雨が実であつたわけですが、そのときの原因は、そのときの調査段階でははつきり答えは出なかつたわけですが、その後、農林省、林野庁では関連させながら、十分検討されたと思ひますし、同時にまたその検討から出た結論といふものだけその後の林業行政の中に出てきていふと思ひます。現場のあと片づけは、いまでは汽車で通りますとすぐわかりますが、あと片づけはできておりますが、やはり根本の問題を、発生源といふものを押さなければいけませんので、その辺のところは、長官の時代ではございませぬけれども、もし林野庁として総括しておいでになれば、こういう原因であつた、いや林野庁に責任はなかつたんだといふことを明確にしていただければいいわけでありまして、その辺のところを御承知ならばお伺ひし、結局、結論として、そうしたことの起こらないようなことなど、特に活用法の適用などから起つてくる、民間その他で、いま申し上げたようなことと政府の意図とは反した結果が今後行なわれることがあり得るわけでありまして、この教訓を生かしていかなければならないと思ひますが、その辺のところを

長官からお伺ひしておこうと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松本守雄君) 森林と国土保全、この関係でございまして、ある一定の短期間の豪雨に對しましては、森林がそれを保水をするという能力の限界を越す場合がございまして。徐々に、ゆるく、長く降る場合におきましても、それが一定以上飽和をいたしてしまふと、森林なり森林土壌といふものはその限界に達しまして洪水を起こすといふことが言われておりますが、まあ言い換えれば森林が洪水を防ぐ万能力は持つていないといふことは、雨の降る最初の段階ではそれを保水する力があります。また、土壌が流失をする——これは崩壊でなく流失でございまして——土壌の流失に對しましては偉大な防衛能力を持つておるといふことが言われておりまして、羽越災害の事例につきましても、まだ私よくその当時の状況を承知しておりますが、ある一定の自然の力に森林の状態が抗し切れなくなつたといふ点と、その森林の取り扱い方に十分でなかつたのではないかと不安と、そういうものを明確にいたしておりませぬ。が、いづれにしましても、今後、そういう問題にもかんがみまして、ことに国有林の取り扱い方は、慎重に、きめこまかく、一つの流域で大きな面積を短期間に伐採をしないという方向で、いま全国的な再点検をいたしておりますし、今後、そういう面でも施業の大方針を変えることにございまして、自然保護その他にも御協力ができるんではないかといふことを考へておりますが、そういう点を考へまして、保安林といふものを国土保全に重大な関係が起るような土地につきましては、活用の対象から除外をさしていただくといふ方針を原則としてとりたいたいと思ひます。

○杉原一雄君 ついででございまして、次のこととお尋ねする以前に、公害山に登るといふことなど、今後観光資源の問題として起り得るのではないかと思ひますが、それに対する林野庁のチェックのしかたのことなんですけれども、ちやうど私は富山ですが、立山があるわけですね。県がものすごい馬力をかけて公社をつくり、公社の力で自家用車が約三千メートルまで——はなれないですが、二千五、六百メートルのところまで上げられるような道路をつくつたわけですね。で、そろそろ開通をいたしますが、そこで問題になってくるのは、この間の連休等でも立証されるように、たいへんなマイカー族があるいは能登半島をたずね、そういったようなところをどろんどろん車で走るといふ事態が起るわけですから、この間の連休の統計等もテレビで見ますと、富山あたりでは、ほかのところへは車は行かなかつたけれども、山に登るのが非常に多かつたといふようなことを言つておりますから、これは今後立山に車がかから上まで上げられるような状態になるとすればたいへんな結果を生むだろう。想定されることは、すばらしい天然自然林があるので、立山杉等が巨大な姿をあらわしているわけですが、そこへいま車がどろんどろん上がつていくということになると、おのずから排気ガスの問題が起る、私たちがはいまいかに行政努力をしてもおそろしくそういう大自然の造林をつくることは不可能だと思われするような貴重な自然条件、自然林が破壊されるおそれも多いわけですね。

これは推定でございましてけれども、すでに国という広い領域の中ではそうした問題を幾つか起こしているだろうと思ひますが、そうしたことに等しい今後の一般的な方針といひますか——ある富山の政治家がこういうことを言うわけですね、うんとこせ、有料道路ですからお金を取ろうといふ言い方をしているわけですね、お金を——せつかく山へ車を上げることを目的につくつた道路を、有料道路だからうんと金を取つてやればあまり上がらぬだろう。これでは上がることを目的につくつた道がかえつてコントロールされるという変な逆効果を生み出しておるわけですから、私その辺のところちよつとつじつま合はないと思ひますが、ただこれは行政としてそうしたものに

対して果がやるかどがやるかは私はわかりませんが、これは逆に厚生省の仕事になるかもしれませんね。

いずれにしてもやはり森林資源を愛護し森林資源の持っている公的価値、公共性といいますが、そういう点から、守るといふ観点から申して、何かその辺のところを林野庁では、これはたいへんなことが起こるぞと、だからこうするのだというようなことなど検討中のものでもあればお伺いしたいと思ひます、よろばぬ先の杖ですから。

○政府委員(松本守雄君) 原生林の地帯に開発の手が入ってまいりますと、なおその開発の方法といたしまして道路をつくる、その道路が、道路法という道路の場合、あるいは有料道路の場合、林道の場合、幾つかございますが、そこでその工事のやり方に配慮を加えるべき点が一点ございいます。それからもう一つは路線の位置、そういうところへ道路が通りますと排気ガスその他による被害のほかに、人間による自然の破壊といふところへ入ってまいります一般の観光客の手によってそういう自然が破壊をされるという二つの面があるうかと思ひます。

で、最初のほうの、道路工事を進める場合にどういう配慮をしたらいいか。そういうところに道路をつけないのが一番いいかもしれませんが、道路をつけるといふ要請に対しては、その道路の施工にあたり取りをいたしました土砂の捨て方、またそれのり面の保護のいたし方、そういうた施工の面で十分な配慮をするような手続を現在林道といたしましてもっております。それともう一つは、そういうところへ行く場合に、第二の被害を、先ほど申し上げましたが、それは路線の位置をくふうをいたしますことによって貴重な資源が破壊をされないように路線位置を変更をいたしますという点にも配慮をいたしまして処理をいたしております。

いずれにいたしましても、そういう自然原生状

態、二百年、三百年の状態にある、原生林がある状態の所へ人力が道路をつける等の伐開、切り開きを行ないますと、どうしても風その他によりましてその周辺が木が枯損をしております。枯損をしたり倒れたりいたしておりますが、そういうこともなるべく十分な配慮をしながらやっていかなければならないと思ひます。道路をつけますとある程度そういうものは、枯損をするというのを防ぐ方法は、いまの技術でははっきりした明確なものはないと思ひます。

○杉原一雄君 じゃ次に、予算委員会の分科会で若干質問したのですが、林業用の除草剤の問題であります。現在問題になっている除草剤、農薬といいますが、それが幾つか——四つほどあるのですが、これだけはどうしても当分使わなければならないというの何ですか。BHCなんですかね、その辺のところを。しかもそれは近い将来こういう形で解決をするというものがもし今の態度としてきまっておればお伺いしたいと思ひます。

久しぶりですがまたこちらへ帰ってきて新聞を整理しておりますが、BHCによるつまり牛乳の汚染の問題がまたほかの県でも起こってきたことが報道されておりましたので、たいへんなことがこれから次へ起こるなど実は思っているわけですが、それとは若干違ひますけれども、林業関係における除草剤、その散布のしかた、それから散布に使用する、農薬の問題等について従来次から次へと努力をいたしておられますけれども、現在ただいまこれだけかかんにんしていただいたい——しばらくの間というなども答弁としていただいておりますが、いまだどういふところまで努力がございましておいて、将来そうした危険なもの全部使われない。二四五丁その他、その辺のところを長官のほうでぎりぎりのところを斤の態度としてひとつはつきり示していただきたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) まず除草剤の点につきまして申し上げますが、除草剤でいま林業で使っておりますのは、二四五丁の系統とそれから塩素

酸塩素の系統、もう一つはスルファミン酸系統、この三種類でございます。で、問題としていま言われておりますのが二四五丁の系統の除草剤でございます。これにつきましては、先般国会におきまして農林大臣から御答弁がありましたように、催奇性について疑いが持たれて、その解明がまだ行なわれておらないので使用を中止するということがございまして、民有林につきましてもその方向で指導するということになっております。それから塩素酸塩素につきましては、これは主としてササを枯らす、禾本科の草を枯らすという種類の除草剤でありまして、これは労働力が十分でない地域、また奥地で行くだけでも二時間も三時間もかかるというような所、奥地でありまして根柢ガリ竹が人間の背だけ以上に伸びて、それを刈り払うのがたいへんな作業になっております。これを塩素酸塩素の薬で排除をするということが、労働力の節約と将来のそういった林業作業のコストダウンというものに大きくつながりますので、これは使わしていただく。ただ、その使う場合に、公害を起こさないように、人家とか農地とか牧野とか、また河川、水源池、そういう所には使わない、厳重な規制を加えながら使わしていただく。それから害虫、虫を退治をする薬に、いままで非常な効果を持っておりましたBHCがございいます。これは特にタマバエ類、マツクイムシの類に威力を発揮しておた薬でございますが、これも問題がございまして国有林では使わないという方針をとっておりますが、ただこれにかわる薬がない、ずばりのかわる薬がないということ、民有林につきましてはしばらくの間は使わしていただくが、近いうちに、これは年内くらいにはこれにかわるべき薬が開発をされ実用化をされるという見通しもございまして、その後はそれにかえていくということでございます。

以上でございます。

○杉原一雄君 ちよっともう一度念を押しますけれども、BHCの場合は国有林のほうには使わないことにきまつた、それでいいですか。

○政府委員(松本守雄君) 原則として使わない。ただ、民有林と接してございまして甚大なマツクイムシの被害あるいはタマバエ類の被害があつて民有林と一緒に駆除をしたい、民有林の森林所有者が十年、十五年、二十年丹精込めて育てた山がそういう害虫の被害を受けるということでBHCを使うわけでありまして、その場合に国有林も例外的には使わしていただきますが、原則としては使わない。近い将来、そのかわりの薬にかえていくというのが方針でございます。

○杉原一雄君 民有林のほうはいまおっしゃつたようなことで当面はやむを得ないだろう、年内くらいをめどにして代替の薬が開発されれば切りかえるということなんですか。

○政府委員(松本守雄君) そうでございます。○杉原一雄君 それから先ほどの説明の中で塩素酸ソーダの問題ですが、これは人家なり牧野、河川その他そういった所にこれが流れたり浸透したりすることのないように、なかならず水源ということをおっしゃつたのですが、水源の心配というのはなくなりますが、やはりどうしても起こるのじゃないでしょうかね、これは浸透をしますから。その辺のところはだいたいようぶですが、おっしゃつたのはだいたいようぶだということになるわけですね、ササ等にやつた場合。○政府委員(松本守雄君) 確かにその水源の定義、意味が問題でございますが、普通、山で散布をいたしました直後、その下流地帯に流れてくる水をとりまして分析をしております。その結果では、人体に影響のあるような濃度の検出が出ておりません。そういうことで普通なら心配がないのでございますが、安全をとる意味で人家のそばとか、水道をとつておる上流地帯とか、そういう所には散布をやらないという方針をとっております。

○杉原一雄君 これは話は別なんですけれども、つまり労働力が足りなくなつてくる、だから合理化する、大型機械を利用する、この薬の散布の場合でもかなりヘリコプターを使ったような散布方

式なり、つまりそうした意味で機械が大型化してくる方向にいま行政が、作業が進んでいるというふうに向っているわけですが、そうなんですか、事実上。

○政府委員(松本守雄君) 除草剤を散布する方法に手まきの方法とそれからヘリコプターでやる方法の二つございしますが、奥地の一定規模以上になりますと、これはヘリコプターによってやることでなければ実際にもできませんし、またコストダウンをはかる上でも意味がないということで、奥地の一定規模以上の面積を散布いたします場合にはヘリコプターを使うことにいたしております。

○杉原一雄君 このことと関連して起こることは、労働力が不足だから補うという意味じゃなくて、それがどんどん進んでいけば、いま林業労働者ですね、基本法第一条にもそういう方をしておりませんが、そうした人たちの手が要らなくなるという事態も起こるわけですね、端的に言ったら、合理化による首切りという連鎖反応が起こってくるわけですから。そうした点も意図的、計画的に行なわれていると見るのはひがみなのかどうか。また、もしそういうことが、私の仮説が成り立つならば、結果的にはそうしたことに對する対策はどうなっているのかというところについて、聞くところによると、分科会でもその数字が出たんじゃないかと思いますが、二万七千ぐらい首を切るんだというのを聞いておりますが、その辺のところは現状話し合ひはどこまで進んでおりますか。

○政府委員(松本守雄君) 除草剤を使用いたします意義でございますが、いま確かに過疎現象が相当な速度で進んでおります。その中にありまして、林業に必要な労働力というものを確保するという点が一つの課題になっておる。一方、外材が入ってまいります。相当な外材が入ってまいっております。今後日本林業は外国林業と競争をしてやっていくかなければいけない。入ってまいっております外材は相当格安に入ってまいっております。それに対抗するためには、やはり林業というもの

にかかるコスト、これを引き下げる努力をしなければならぬ。そういったしめんど、林業というものが産業として成立しにくくなるわけであります。産業として成立させるためにはどうしてもコストダウンをはかってまいらなければいけない。コストダウンをはかるための一つの新しい技術として薬剤というものが登場してまいっております。ただ、いまあります労働力というものの確かに関係をいたします。除草剤が大幅に進展をいたしますと、労働力がどうなるかという問題もな

いではございせんが、除草剤が全部それをやり尽くすというのではございせん。いま言いましたような厳重な規制を加えながらやるわけでありまして、どこでもかでも空中散布をやるわけにはまいりませんし、また一定規模以下のものでありますと、どうしても人力によってやらなければいけないということでもありますので、今後不足するであろう労働力をこういった新しい技術によつてカバーをしていく、また上昇するところのコストのそれを上昇しないように防いでいくというような効果がこれにあるわけでございますが、国有林で現在使用しておりますところの作業員、これは十分その関係を考慮いたしまして、現在やつておりますところは、そういった労働力の少ないところ、不足しておるところ、また奥地、やりにくいところというところからいまやり始めておる状況でございます。

○杉原一雄君 機械化の問題ですが、これも分科会でもお尋ねしておいたわけですが、これもチェーンソー等の使用から起こる職業病の問題ですね。同時に農薬散布等から起こる、やはり職業病と申しますが、これはびつたり当てはまるかどうかかわかりませんが、そのことによつてやはり働く林業労働者なりはかなり身体的な被害を受けるということがあるわけですから、分けて言うならば機械化の場合、チェーンソーの問題が、昭和四十四年の国会で山の労働者にきていただいて委員会である審議を、参考意見をお聞きしたこともございまして、ときの片山長官にも立ち会っ

ていたいて、省の考え方をそのとき述べてもらったわけですが、ただ、そのときからも懸念になつておることは、あのこの切りの切りですね。あのこの切りの切りの原因であるというところは、みな労働者も政府の側も認めている。認めているけれども、結果的には片山長官の言をもつてするならば、まだ耐用年数があるのだ、減価償却が終わらないので引き続き使用させてもらいたい、そういうふうな言い方でばかりがかりしたのであります。しかしそれはそれなりにして、その後この問題に対する対策ですね。対策としてはいろいろあると思ひます。結局、使わないというのも対策だし、また重量を減らして機械を小型化していくということもあり得るだろうし、また、その他労働時間の問題等もありますから、その後年次的にこの問題に對処してこられた林野庁の考え方、對処する方法、今後のそれに対する取り組みなど、ひとつお聞きをする中で、御心配いた

かなくともよろしい、白ろう病の患者は年々このように形で減少してきたのだという、そういう一つの報告、レポートがあれば、これは非常に私は期待をしたいわけですが、もしあるならばお示しただきたいということですね。意味はわかりませんが、これを繰り返すことではないと思ひますが、ひとつ御答弁願ひしよう。

○政府委員(松本守雄君) 白ろう病のその後の発生状況とか、機械につまましてどんなふうな入れかえなりくふうをやっているかということござい

ますが、この問題につきましまして昭和四十四年の十二月に労働組合と話し合ひが成立をいたしました。まずとるべき措置といたしまして、振動機械の操作時間を規制いたしました。一日二時間以内とかその他ございまして規制をいたしました。また振動機械の研究開発をやるということ、その後組合と話し合ひをいたしまして新しく導入をいたしました機械もございまして。また基本動作の普及と指導、こういうものをやっていくについての基本的な動作を作業員に身につけていく。それから作業の仕組みを改善していく。チェーンソーばかり

を連続して持たないで、鎌とかその他の作業も組み合わせさせてやってもらうというふうなこと、それから健康診断を充実する。また防音、防寒、これの用具も備えつけをいたしますというふうなことでやつております。そこで四十四年度には認定者が五百五十八名発生いたしました。四十五年度には百七名に減少いたしているわけでありまして。そういうことで逐次効果はあがつてまいっております。したが、なお今後まあこの方向で実施をいたしてみまして、さらに不十分な点があれば手直しもいたさなければいけない。また、そのレイノール現象の発生の原因とか、また治療対策というものの確立してまいりますが、医療の関係機関にお願いして研究調査をいたしております。そういうのが逐次結果が出てまいっていると思ひますので、今後白ろう病の発生を皆無にしていく、そういう方向で努力をさせていただきますと思ひます。また機械を入

れかえておりますが、チェーンソーなり刈り払い機を四十五年、四十六年、四十七年と相当台数入れかえております。数字を申し上げましようか。

○杉原一雄君 それよりも入れかえる方向ですね、結局どういう、重量を減らすのか、全然別な形の機械になるのかですね。

○政府委員(松本守雄君) ですから振動機械でない、組合と話し合ひのついたもの、また振動数をいろいろ検査をいたしまして、振動数の少ない、あるいは振動のないもの、こういう機械と入れかえをいたしております。相当入れかえをいたしております。

○杉原一雄君 それでは、林野の皆さんと別に話をしたわけではありせんから……

私この前、四十四年に片山長官を中心としていろいろ委員会を議論をしたときに、非常にさみしい思いをしたので、それはその後解消されているかどうか、北村さんからも聞いておられますが、それでそのチェーンソーを使っている労働者が、時間帯は二時間でしたか、そうするとほかの仕事をするわけですね。その辺の時間賃金というのか、賃金の関係は同じなんですか。こっちは技術が高

いが、こつちは低いと、あの当時では、しかたがない、ほかの作業をすれば賃金を落したつてやむを得ないというような長官の発言であつたのを忘れておりませんが、その点はいまどうなつてゐるのですか。時間帯を変えますから、作業の内容がかわりますから、こちらのほうは難務めいた仕事になりますから、賃金の関係のところどうなつてゐますか。

○政府委員(松本守雄君) 時間規制をいたします結果、作業員が一日に仕上げる標準作業量、それに影響が出てまいります場合には、その影響が出てくる範囲内で標準作業量そのものを變更いたしております。したがつて、作業員の実収にはあまり変わりはないでございます。

○杉原一雄君 先ほど外材に対する依存の問題がありましたが、外材依存の現状はどれくらいのパセントになつてゐるかということをお聞きしたいわけですが、私少年のころ、政治のことが好きでございましたから、尾崎号堂が富山市においでになつたときに、演説会を聞きに行つて、尾崎号堂の言われたことをいまだに忘れておりませんが、その中にこういうことが一つあるわけですね。ちょうど私のおつた伏木の港にはたくさんメリケン材が入つておりました、いま伏木港になつたが、その当時湖でございましたが、たくさんその当時メリケン材が湖の中にあつたわけでした。その事実を尾崎さんがどう表現したかという、伏木港にあるメリケン材がなくならない限りは日本の真の独立はないということをおっしゃつたことをもうこびりついて忘れません。いまその時代よりもかえつてはるかに、メリケン材ではなくて、ソ連材その他外材が日本に入つてゐると思ひます。このことについて現状のたゞいまはどうであるかということ、そうならざるを得ない理由はどこにあるか、それが今後の林業行政の中でこれを排除する方向で努力をしようとしておいでになるのか、そういうものを併存させながら、国内の森林資源を確保し、また要求にこたえていくという需給関係と申しますか、そういう方向で今後の

新全総の中で、読めばわかると思ひますが、私は十分そこで目を通しておりませんが、そういう配慮で新全総の中における計画、そういうものが立つてゐるのかどうか、その辺のところを実はお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) 外材につきまして御質問でございますが、四十四年の実績では、外材の依存率が五・一%になつております。それから四十五年の、これは正確な数字ではございませんが、五・五%くらいになるはずでございます。そういうように外材が急激に増加をしておりますが、四十二年ごろにはまだ四割以下でございました。ですから相当外材の依存率が急速に高まつてゐる。言いかえれば需要がふえる、需要がふえるわりに国内供給がそれに続いてゐない、逆に国産が減つておりますから、そういうことで外材がふえております。数年前までは外材は単なる木材需要の補充材、補充的な役割というものを外材に期待しておりましたが、いまや外材そのものは、日本の木材需要にきまつて主役を演じつゝあるといふことでございます。いまこれを急激に減らす、外材を調整するといふようなことになりますと、まあ相当な混乱が起るであらうと思ひます。日本経済の発展につれて、必要とする木材といふものを適正な価格で確保していくといふことを考えますと、当分の間、外材に期待せざるを得ないといふことでございます。しかし長期的には、やはり国産材の生産力をあげる。国産でできるだけの供給をふやしていくといふようなことで、各種の国内林業施策をいま講じておるところでございます。

○杉原一雄君 長官、いまの最後のところのことばが濁つておるわけですが、外材は四〇%から五五%、どんどんパーセントが伸びていくわけでありまますから、そこで林野庁は最大の行政努力をやつて、それをゼロに持つていくといふ目標で努力をするのか、当分何とかという、その辺のことがあいまいであつたわけですが、その努力目標を明確にしてください。

○政府委員(松本守雄君) 昭和四十一年に策定された資源に関する基本計画、これは閣議決定をされておりますが、そこで考えました将来の需給率、言いかえれば国産材の生産見通しといふもの、必要とするであらうところの木材量の九割を国内産でまかなつていくという見通しを立てておりますが、その後の情勢変化を見ますと、なかなかそこで持つていくのはむづかしいといふことでありまます。そこでいま長期見通し、長期計画といふものを改定すべく作業に着手をいたしてございまして、いずれ年内には、夏ごろまでにはその改定計画につきましての概算が出てまいらと思ひます。以上でございます。

○杉原一雄君 それでは最後になりますが、三月十七日、予算委員会的一般質問のところで、農林大臣なり山中総務長官からお伺ひしたわけですが、沖繩の農業の問題で、ほぼ輪郭が明らかにされたわけですが、きょうは森や林の問題を議論しておりますから、林業の問題として、沖繩林業と本土のこれから進めようとするこの目標、計画等のかみ合わせの問題を最後にお答えをいただきたいわけですが、それについて、沖繩の林業の現状、ただいまは、たとえば林野面積がどれくらいあるとか、アメリカさんが基地でどれくらい撤収してゐるか、すなわち軍用地その他で、たいへんめちやめちやになつてゐる事実もあるんではないだろうか、そういうことなど、あるいは数字の面で明らかにしていただきたいこと、特に沖繩林業がいま直面してゐる大きな問題ですね、大きな問題点、そういったようなことなどひとつお伺ひしたいと思ひます。特に私は冒頭申したように、こちらの本土の林業、いわゆる行政計画との触れ合いの問題ですね、かみ合わせの問題を頭に置いて現状並びに今後の計画、そういうことで御答弁をいただければ幸いだと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) 沖繩の林業ということでございますが、いまここに民有林の資料につきまして手持ちがございません。たいへん失礼でございますが、国有林だけについて申し上げさせて

いただきたいと思ひます。国有林は三万八千ヘクタール、概数でございます。そのうち軍用地に八千ヘクタールばかり使用いたしております。それからあとは大きなもので部分林、ある会社と部分林契約をいたしてありますが、それが一万三千ヘクタール強、それから貸し付け地が二千ヘクタール、それからあとは県に貸してあるものが四千五百ヘクタールでございますから、相当一つの権利関係が設定をされておる。それから森林資源の状況でございますが、見るべきものはほとんどないというのが実情でございます。

それからただ一つの問題は、西表島に自然保護の要請が強く出てるのです。西表島だけにはあ

の地帯特有の原生状態がいまだに残されておる。自然保護をどのような方向で将来持つていくか、また西表島の唯一の住民の生活の基礎でありますところの森林を伐採して開発をして仕事につくといふその両方との調整をはかるのが一つの課題になつておる。いずれにしましても、戦前営林署がございました、国有林として経営してまいつておりましたので、今後沖繩が復帰をするといふのにあたりまして、その国有林をどうするかという問題は今後の政府のほうの方針その他からして、細部の受け入れのしかたは今後の検討すべき問題でございますが、一応国有林としては全面的に林野庁がお受けすることが一番よろしいのじやないかといふこと、いま目下関係方面と打ち合わせ中でございまして。○杉原一雄君 もう一つは、先ほど質問した中で、当面してゐるこちらのほうで問題が幾つかありますね。あれは機械導入の問題とマンガロープの問題とか農業の散布の問題とかいふことを申し上げたわけですが、沖繩等におきましてはあるいは切り過ぎるとかあるいは乱伐し過ぎるとかその他の問題が現在あるかないかということですね、それを先ほどちよつと言つたのですが、明らかにしてゐないようですが、直ちにこちらが

○政府委員(松本守雄君)　ちよつと簡単に触れさせていただきましたが、沖縄の林業というものは全体的には戦争中戦後過伐、乱伐、また被害を受けまして、森林資源そのものにはほとんど見るべきものがないというふうに向つております。ただ、残されておるのが西表島だけだった。したがって、今後の沖縄林業は育成林業、造林から始まる、このように考えてよろしいのではないかと思います。

○杉原一雄君　長官、そうしますと、切りとったあとと裸のところがあるわけですね。それに就いて育成をするという努力をとりあえず林野庁では努力目標になるというふうに伺っていいわけですね、もちろんまだ計画化してないでしょうけれども。その辺のところはそういうことなんですか。

○政府委員(松本守雄君) 受け入れ後の森林経営の方向としてはそのようになるかと存じます。

○杉原一雄君 自然、風土、気象等の関係から見ても有望な森林資源等の育成をおやりになるわけですから、その辺のところは本土と違った意味で期待できる。たとえばこちらではバナナがとれないが、向こうはバナナがとれるということであるように、森林資源の場合でも何か新しい期待というものはありますか。

○政府委員(松本守雄君) 一言に申し上げて、期待はそれとどうか、あまり見るべき有望なものがないようにございます。といいますのは、いま先ほどもちよつと触れましたように、西表島で開発が進められております。それはマングローブですが、その林をいま伐採をいたしまして、そのあとへ琉球松を植栽をする、これが二十年くらい前の伐期を考えておるようですが、それ以上おきますと台風でやられてしまうというために、あまりいつまでもおけないということで、資源の量的には大に期待できないのではないかと、このように聞いて

○説明員(猪野曠君) 沖繩の森林資源の将来性につきましては、私いま詳細な資料が手元にございませんので、私の頭の中に入れておりますことをもとにしまして御説明申し上げたいと思います。長官からも説明があったとおりでございますが、沖繩の現在置かれております森林資源の現状というものは決して見るべきものがございません。と申しますのは、沖繩本島におきましては、戦争によりましてほとんど南部のほうは根こそぎ砲弾のために荒らされたといったようなことがございま

す。また北部のほうにおきましても台風その他の関係あるいは地質、土壌等の関係からいたしまして、現在のところ戦中、戦後の乱伐というものがたたりまして、見るべきような資源内容にはなっておりません。ただその中で、西表島におきましては若干原生林といったような形で残されている資源がございます。こういったものが今後の開発

対象になろうかと思いますが、ただ資源の実態からいいますと、やはり小径木を主体にしたようなものがほとんどでございます。大径木もございませけれども、大径木はほとんど菌が入っておりまして、中がうつろの状態になっておつて、材質的には見るべきものがございせん。しかし沖繩の立地条件からいたしまして、非常に高温多雨で、植物の成育には適しておる条件にございます。したがって、今後これに手を入れてまいりますと、資源的には潜在量といえますか、潜在生産力を顕在化する可能性はあろうかというふうに考えております。ただ、台風がしょっちゅう押し寄せてまいりますので、長い間おいておきまして樹高を高くいたしておきますと、これは倒されることになります。したがってまして琉球松が大体植栽樹種になろうかと思いますが、大体二十年くらいおいておくということで、伐期の総收穫量百六十立木くらいが期待できるのではなからうかというふ

○杉原一雄君　それでは最後に希望を申し述べ、大臣のほうからも所信を表明していただきたいと思いますが、私、食糧問題を論ずる場合でも何を論ずる場合でもそれには根本法が実はあるわけですから、農業基本法あり、食糧管理法あり、また林業の問題は幸い先輩の皆さんが林業基本法というのを昭和三十一年におつくりいただいておりますから、その第一条にもう一度立ち返りながら——いま私たちが審議しておるのは活用法案であります。でありますから、名前はすばらしく活

用ということばで——活用ということばに文句はない、ことばには文句はないわけですが、活用から起こるいろいろな事態等については後ほど北村委員から詳細に御質問があると思いますが、きょうお伺いした限りにおいても、若干のやはり危惧はあるわけです。でありますから、第一条の原点に返りながら、もう一度考えを述べながら政府の

腹がまえをはっきりお聞きしておきたい。

第一条は言うまでもなく林業並びに林業従事者が国民の経済に対する貢献度、そのことが高くうたわれておるわけです。しかもそのことが結果的に森林資源の確保とか国土の保全ということと第一條はうたわれているわけですが、林業と林業従事者と対置されているわけですから、林業従事者についてはこれが先ほど職業病という形で人権問題として一応指摘はしましたけれども、待遇改善その他の問題、こうしたこと等について活用法の中でそれこそ林業労働者の労働力をいかなる方向でという方向でいわゆる行政努力を期待したいし、また資源問題等につきましては、先ほど長官の説明にもありましたとおり、外材の依存度をどんどん減らしていつて、できれば九〇%国内供給というのが目標でございますから、これは半分の保護主義じゃなくて、次の国土保全の関連においてもぜひともそういう方向に年次的な確

その次に、国土保全の問題等につきましては、私はこの立法の過程の当時は、先ほども指摘したとおり大気汚染の問題とか水質汚濁の問題とか、こうした問題等が今日ほど政治の課題としては大きく取り上げられていなかったものだと思います。急に降ってわいた問題ではありませんけれど、いま去年の臨時国会以来国民としても非常に

大きな関心を払って政府の努力に期待をしているわけですから、こうした任務をやはり森林の中に求めることはきわめて必然であり、効率性であり、望ましい形でありますから、国土保全という観点で自然環境破壊から守るということ、特にいま申し上げた俗に言う公害の問題、こういう問題に対処する一つの保健的な任務、いろいろな任務が森林に多様化し多くの多目的な期待がかけられているという事実、こういう事実等と、活用法が活用されていった過程においてそれと逆行するような事態がやはり私たち考えられないわけではないうわけですから、そうしたこと等については、衆議院の決議もございしますし、本委員会の審議の過程の中でも他の同僚委員の中からいろいろ貴重な意見が出てくると思いますから、私きょう初めてでございますから、一応予測をしながらそういう話をするときはきわめて失礼でありますけれども、そうしたこと等を含めて大臣等から今後のこの活用法運用にあたっての決意表明という形で、先ほどは所信をお伺いしているわけですから、いまだ一度念には念を入れてひとつ確固たるいま申し上げた森林資源の確保、国土保全、なかんぐく自然環境破壊から守る、国民の命を、健康をするということ等をも頭に置いて見解を表明していただければ幸いだと思います。これで私の質問

を終わりたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御指摘の点はきわめて大事な問題でありまして、私どもこの活用法案を御賛同を得て成立さしていただきまして、やはり国全体の国有林はもちろんだ、民有林も含めて国土の六八%、やや七割近くを占めております森林の持つ任務というものは御指摘のように非常に多いし、それからまた重大なものでありまして、われわれは先祖よりこれを受けてこれをどこまでも守っていくという義務が現在の日本人にはみんなの肩にかかっている問題であらうと思ひます。したがって、いまお願いいたしております活用法案にいたしまして、やはり国土のできるだけの効率的活用ということでありまして、最終目標はやはりいま御指摘のように国土の保全、それから国民健康のため、または全体としての緑を保護するというとうとい任務を全うしていかなければならぬということには変わりはないわけでありまして、そういう精神で林政を営んでまいり、こういうことの決意は政府としてもしっかり持つていかねければならないものであると、このように考えておる次第であります。

○委員長(河口陽一君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、市街化区域内の農業施策に関する請願(第二九一七号)
- 一、狩猟者団体制定に関する請願(第二九二二号)(第二九三三号)(第二九四三三号)(第二九五二二号)(第二九五七号)(第二九六四号)(第二九六六号)(第二九七二二号)
- 一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第二九二六号)(第二九三六号)(第二九七三三号)
- 一、BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(第二九五五号)

第二九一七号 昭和四十六年四月十六日受理
市街化区域内の農業施策に関する請願
請願者 宮崎市橋通東二ノ一〇ノ一宮崎県
議会議長 宮竹常吉

紹介議員 温水 三郎君
市街化区域において農民が今後安心して農業経営ができるよう、左記事項につき配慮されたい。

一、市街化区域の農地についても、市街地としての環境が整備されない間は、農業経営の継続に支障を及ぼさないよう所要の措置を講ずること。
二、市街化区域の農地の課税については国会の附帯決議の線に沿って適切な措置を講ずること。

理由
新都市計画法による市街化区域で農業を続ける農家が多数あるが、今後の農政、税金等の諸施策に対して不安をいだいている。

第二九二二号 昭和四十六年四月十六日受理
狩猟者団体制定に関する請願(六通)

請願者 富山県中新川郡市町広野二、五
〇二 吉田正雄外百十八名
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九三三三三三三 昭和四十六年四月十七日受理
狩猟者団体制定に関する請願

請願者 栃木県矢板市泉四六〇 石崎武雄
外十名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九四三三三三三 昭和四十六年四月十九日受理
狩猟者団体制定に関する請願
請願者 和歌山市中之島六一 鶴谷正文外

十名
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九五二二二二 昭和四十六年四月二十日受理
狩猟者団体制定に関する請願

請願者 香川県善通寺市弘田町一、七二一
細川臣純外二十名
紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九五七七七 昭和四十六年四月二十日受理
狩猟者団体制定に関する請願(六通)

請願者 神奈川県伊勢原市坪ノ内一九六
国島佐一外百三十名
紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九六四四四 昭和四十六年四月二十一日受理
狩猟者団体制定に関する請願

請願者 静岡県庵原郡蒲原町蒲原一、一三
一 佐藤一郎外十四名
紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九六六六六 昭和四十六年四月二十一日受理
狩猟者団体制定に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡桃山町大原口 西
尾喜啓外八名
紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九七二二二 昭和四十六年四月二十二日受理
狩猟者団体制定に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区戸塚町二ノ一四〇
色川芳弘外二十九名
紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九二六六六 昭和四十六年四月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 群馬県利根郡昭和村大字糸井二、
〇六四 石井善作外七十九名
紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二九三六六六 昭和四十六年四月十七日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(十三通)

請願者 群馬県利根郡片品村大字鎌田四、
〇七九 大竹竜蔵外五百九名
紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二九七三三三 昭和四十六年四月二十二日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 山形県西村山郡大江町大江町長
松田兄次郎外六百四十二名
紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二九五五五五 昭和四十六年四月二十日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町氷上 松岡昭

夫

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

昭和四十六年五月十七日印刷

昭和四十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N